

1. 議 事 日 程 (初日)

(令和7年那智勝浦町議会第4回定例会)

令和7年12月8日

9時31分開議

於 議 場

日程第1	会議録署名議員の指名	3
日程第2	会期の決定	3
日程第3	諸報告	4
日程第4	議案第95号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	6
日程第5	議案第96号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	9
日程第6	議案第97号 町長、副町長及び教育長の給料その他の給与条例の一部を改正する条例	10
日程第7	議案第98号 那智勝浦町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	11
日程第8	議案第99号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	12
日程第9	議案第100号 那智勝浦町津波避難タワーの設置及び管理に関する条例	13
日程第10	議案第101号 那智勝浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	18
日程第11	議案第102号 那智勝浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	18
日程第12	議案第103号 那智勝浦町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	18
日程第13	議案第104号 那智勝浦町火災予防条例の一部を改正する条例	20
日程第14	議案第105号 令和7年度那智勝浦町一般会計補正予算(第6号)	24
日程第15	認定第106号 令和7年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算(第3号)	46
日程第16	議案第107号 令和7年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算(第2号)	47
日程第17	議案第108号 令和7年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算(第2号)	49
日程第18	議案第109号 令和7年度那智勝浦町水道事業会計補正予算(第2号)	51
日程第19	議案第110号 令和7年度那智勝浦町下水道事業会計補正予算(第1号)	53
日程第20	議案第111号 令和7年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算(第	

1号)	54
日程第21 議案第112号 町道の路線一部廃止について	56
日程第22 議案第113号 町道の路線廃止について	56
日程第23 諮問第3号 人権擁護委員の推薦について	57

2. 出席議員は次のとおりである。(11名)

1番 引地稔治	2番 吾妻正崇
3番 城本和男	4番 加藤康高
5番 藤社和美	6番 西太吉
7番 曾根和仁	8番 東信介
9番 松本和彦	10番 津本芳光
11番 勝山則子	

3. 会議録署名議員の氏名

1番 引地稔治	2番 吾妻正崇
---------	---------

4. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名(18名)

町長 堀順一郎	副町長 瀧本雄之
教育長 岡田秀洋	総務課長 田中逸雄
総務課企画員 鳥羽真司	総務課防災対策室長 岡崎由起
税務課長 増田晋	住民課長 太田貴郎
福祉課長 仲紀彦	こども未来課長 寺本智子
観光企画課長 村井弘和	農林水産課長 島由彦
建設課長 井道則也	会計管理者 竹原大二
消防長 樫尾光俊	教育次長 中村崇
水道課長 楠本定	病院事務長 寺本斉弘

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名(3名)

事務局長 寺本尚史
事務局主査 御前志郎
事務局副主査 榎本達也

~~~~~ ○ ~~~~~

〔4番加藤康高議長席に着く〕

○議長（加藤康高君） おはようございます。

報道各社から議場での撮影許可の申出がありました。本件について、議長はこれを許可いたしましたので報告いたします。

報道機関の皆様をお願いいたします。撮影は傍聴席から行い、議事及び傍聴の妨げにならないよう御配慮をお願いいたします。

傍聴者の皆様をお願いいたします。傍聴に際しましては、お手元の傍聴券に記載しております傍聴人規則を守り、携帯電話の電源をお切りいただき、議事の円滑な進行に御協力いただきますようお願いいたします。

本定例会につきましては、換気のため議場の窓及び扉を一部開放して議事を行います。皆様の御理解と御協力をよろしくをお願いいたします。

なお、マスクの着用は自由となっております。

また、本定例会では本会議の様子を撮影し、3階ロビーのモニターで中継しております。御協力のほどよろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時31分 開会

○議長（加藤康高君） ただいまから令和7年第4回那智勝浦町議会定例会を開会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時31分 開議

○議長（加藤康高君） 本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤康高君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

1番引地稔治議員、2番吾妻正崇議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（加藤康高君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員会の協議の結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

2番吾妻議員。

○議会運営委員長（吾妻正崇君） おはようございます。

議会運営委員会の審議結果について報告させていただきます。

去る12月2日、議会運営委員会を開催いたしました。本定例会に付議すべき事件は、議案19件、諮問1件の合計20件となっております。

会期は、本日12月8日から12月16日まで9日間を予定しております。本会議4日、委員会3

日、純休会2日となっております。

それでは、別紙議事予定表を御覧ください。

〔議事予定表朗読〕

なお、追加議案については今のところ1件を予定しております。

報告は以上となります。どうかよろしく願いいたします。

○議長（加藤康高君） ただいまの委員長報告のとおり、会期は本日から12月16日までの9日間  
したいと思えます。異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、会期は本日から12月16日までの9日間に決定いたしまし  
た。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸報告

○議長（加藤康高君） 日程第3、諸報告を行います。

議長からの報告はお手元に配付のとおりです。

町長より報告を求めます。

町長。

○町長（堀 順一郎君） 皆さんおはようございます。

本日、令和7年第4回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御多用のところ
御出席を賜りまして、心より御礼を申し上げます。

今議会に付される諸議案の説明に先立ちまして、町政報告を行わせていただきます。

まず、以前より建設を進めております築地地区津波避難タワーにつきましては、間もなく完
成をいたします。これにより、三連動地震に係る築地地区津波避難困難区域は解消され、残す
ところは天満地区と下里地区の一部となっております。それぞれの地区につきましては、県
の事業により解消に向けて進んでいるところでございます。

なお、築地地区津波避難タワーの竣工式を12月26日に開催する予定としており、竣工式のあ
と供用開始となりますので、防災啓発のためにも、皆さん方からもお知り合いの方々にお声
かけをいただき、多くの方々に実際に登っていただければというふうに思っております。

また、新クリーンセンターにつきましても、一度稼働が延期となり御心配をおかけしまし
たが、ようやく工事が完成をし、先月12月1日から供用開始となりました。御協力ありがとう
ございました。新クリーンセンターは最新の技術を導入し、ごみの減量化や資源化を一層推進で
きる施設であり、引き続き、環境にやさしいまちづくりに努めてまいりたいと考えてございま
す。

次に、10月28日に神奈川県横浜市において開催されました第26回全国女性消防操法大会にお
きまして、那智勝浦町の女性消防団員7名が和歌山県代表として出場され、敢闘賞を受賞され
ました。大会に向けて1年間練習を重ねた成果を存分に発揮した結果であり、より一層、団結
が強まったことと思えます。これを機に女性消防団員の増加や消防団の活動がより活発になり、

地域の防火・防災力の強化につながることを願っているところでございます。

また、下里中学校女子駅伝チームが和歌山県中学校総合体育大会女子駅伝競走の部において、大会新記録にて2連覇を果たされました。11月30日には、滋賀県で開催された近畿大会に出場し11位の大健闘を見せ、今週末の14日には、全国中学校駅伝大会にも出場します。悔いのないよう体調管理には十分注意をいただき、万全の状態での優勝を目指し、頑張っていたいただきたいと思います。ぜひ皆さん方からも応援よろしくお願い申し上げます。

それでは、本議会に提案しております議件の概要について御説明を申し上げます。

提案させていただいております議件は、議案が19件、諮問1件の合計20件を予定してございます。

個々の議件について、簡単に御説明申し上げます。

議案第95号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院勧告及び和歌山県人事委員会勧告に基づき、俸給表や期末勤勉手当の支給割合、各種手当の改正やフレックスタイム制導入など、改正を行うものでございます。

議案第96号議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、及び議案第97号町長、副町長及び教育長の給料その他の給与条例の一部を改正する条例につきましては、同勧告に基づき、期末手当の支給割合を改正するものでございます。

議案第98号那智勝浦町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例につきましては、同勧告に基づき、俸給表と期末勤勉手当の支給割合を改正するものでございます。

議案第99号会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、同勧告に基づき、期末勤勉手当の支給割合を改正するものでございます。

議案第100号那智勝浦町津波避難タワーの設置及び管理に関する条例につきましては、町内の全ての津波避難タワーの設置及び管理について、条例を制定するものでございます。

議案第101号那智勝浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第102号那智勝浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第103号那智勝浦町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、児童福祉法等の改正に基づき、所要の改正をするものでございます。

議案第104号那智勝浦町火災予防条例の一部を改正する条例につきましては、2月26日に発生をいたしました大船渡市林野火災を受けて、林野火災予防の実効性を高めるため、所要の改正を行うものでございます。

議案第105号令和7年度那智勝浦町一般会計補正予算（第6号）につきましては、主なものとしましては、人事院勧告や人事異動及び和歌山県人事委員会勧告に基づく人件費の調整や国・県支出金返納金、修繕や改修工事などの補正をお願いするものでございます。

議案第106号令和7年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第3号）につきましては、人事異動や同勧告に基づく人件費の調整について、補正をお願いするものでござい

ます。

議案第107号令和7年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第2号）につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の増額について、補正をお願いするものでございます。

議案第108号令和7年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第2号）につきましては、人事異動や同勧告に基づく人件費の調整や各種サービス給付費などについて、補正をお願いするものでございます。

議案第109号令和7年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、人事異動や同勧告に基づく人件費の調整など、補正をお願いするものでございます。

議案第110号令和7年度那智勝浦町下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、同勧告に基づく人件費の調整について、補正をお願いするものでございます。

議案第111号令和7年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第1号）につきましては、人事異動や同勧告に基づく人件費の調整や委員報酬、応援医師謝礼金の補正をお願いするものでございます。

議案第112号町道の路線一部廃止についてにつきましては、町道の一部を廃止することについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第113号町道の路線廃止についてにつきましては、町道を廃止することについて、議会の議決を求めるものでございます。

諮問第3号人権擁護委員の推薦についてにつきましては、現委員1名の任期が来年6月30日をもって満了することから、再度委員に推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

以上が本議会に提案いたしました議件の概要でございます。その詳細につきましては担当課長から御説明申し上げますので、何とぞ御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

改めまして、最後に、次期町長選挙の日程が4月21日告示、4月26日投票日と決定をされました。これまで、防災・減災の施策を中心に「住んでよかった・住み続けたい・住んでみたいまち」を目指しまちづくりに取り組んでまいりましたが、まだまだこれから推し進めなければならない施策が多くございます。これからも町民の皆様をはじめ、多くの方々とともに課題を乗り越え、より一層、町の発展に尽くす決意を固め、町長選挙に立候補することを表明いたしまして、諸報告及び議案の概要の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤康高君） 以上で、諸報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第95号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（加藤康高君） 日程第4 議案第95号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長田中さん。

○総務課長（田中逸雄君） おはようございます。議案第95号について御説明申し上げます。

〔議案第95号朗読〕

関係資料のほうで説明させていただきますので、資料のほうを御覧願います。

四角の枠内を御覧願います。

改正概要についてでございます。令和7年人事院勧告及び和歌山県人事委員会勧告を踏まえ、本町職員の給料表、期末勤勉手当の支給割合、通勤手当及び宿日直手当を改定するものでございます。

人事院勧告の内容につきましては、月例給の官民較差1万5,014円、3.62%を解消するため、初任給を高卒6.5%、1万2,300円、大卒5.5%、1万2,000円の引上げをはじめ、若年層に重点を置きつつ、俸給表を平均3.3%、また、期末勤勉手当については、民間の支給状況等を踏まえて支給月数を0.05月分引き上げることとし、期末手当及び勤勉手当に0.025月分ずつ均等に配分するものとなっております。

続きまして、改正内容でございます。

第1条では、令和7年人事院勧告並びに和歌山県人事委員会勧告を踏まえ、一般職の職員の通勤手当、宿日直手当、期末勤勉手当の引上げ及び給料表の改定を行うものでございます。通勤手当につきましては、通勤距離10キロメートル以上の職員を対象に、距離区分に応じて通勤手当の金額を200円から7,100円引き上げるものでございます。また、宿日直手当につきましては、500円引き上げるものでございます。

これらの適用日は令和7年4月1日といたします。

次のページをお願いいたします。

一般職の期末勤勉手当について、年間支給月数を12月期分でまとめて0.05月分の引上げを行い、期末手当は100分の127.5、勤勉手当は100分の107.5に改めるものでございます。再任用職員の期末勤勉手当についても、年間支給月数を12月期分でまとめて0.05月分の引上げを行い、期末手当は100分の72.5、勤勉手当は100分の52.5に改めるものでございます。

これらの適用日は令和7年12月1日とし、令和7年12月期分の期末勤勉手当から支給いたします。

また、一般職の職員の給料表について、平均3.3%引上げ改定された国の俸給表に準じて改定するものでございます。なお、この改定は、本年4月時点の比較に基づき、職員の給与と民間の給与を均衡させるためのものであることから、4月1日に遡及して実施するものでございます。

第2条でございます。第2条は、期末勤勉手当の改正及びフレックスタイム制の新設を行うものでございます。なお、これらの改正につきましては、施行日が令和8年4月1日となっております。

期末勤勉手当につきましては、前条で改めました一般職の職員の期末勤勉手当の0.05月分の引上げを、令和8年度以降について、6月期及び12月期の期末勤勉手当が均等になるよう分割

してそれぞれ0.025月分の引上げを行い、期末手当は100分の126.25、勤勉手当は100分の106.25に改めるものでございます。年間の支給率に変更はなく、年2回の支給率を同じにするものでございます。

また、再任用職員の期末勤勉手当についても、同様に年2回の支給率を同じにするものでございます。

3ページをお願いいたします。

働き方改革の一環として、フレックスタイム制を導入するものでございます。

フレックスタイム制とは、あらかじめ定められた総労働時間の範囲内で、労働者自身が日々の始業・終業時刻や働く時間を自由に決められる制度でございます。少子高齢化の進展に伴い、人材確保が今後ますます難しくなることが見込まれる中、柔軟な働き方を可能とすることで、育児や介護等の家庭事情による離職を防止し、また、求職者にとって、本町職員として勤務することの魅力を増すことを目的としております。

内容は4週間を単位期間とし、総労働時間155時間の割り振りを職員自身が申告し、所属長が許可することで、フレックスタイム制による勤務が可能となります。また、週1回を限度として、平日に週休日を設けることができます。勤務時間帯や労働時間の幅は規則で定めませんが、おおむね国家公務員に沿った内容にする予定です。具体的には、勤務時間帯は7時から22時とする予定であり、労働時間の幅につきましては、最低勤務時間が1日3時間から、最大勤務時間が1日14時間となります。

なお、このフレックスタイム制につきましては、令和6年度、令和7年度で試験運用を実施しております。令和6年度におきましては、業務都合によるものを対象として実施し、2つの課、10名の利用がございました。令和7年度からは自己都合によるものも対象として実施し、11月末現在で4つの課、8名の利用がございました。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（加藤康高君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第95号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 5 議案第 96 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（加藤康高君） 日程第 5 議案第 96 号議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長田中さん。

○総務課長（田中逸雄君） 議案第 96 号について御説明申し上げます。

〔議案第 96 号朗読〕

関係資料のほうで説明させていただきますので、資料のほうを御覧願います。

四角の枠内を御覧願います。改正概要についてでございます。

令和 7 年人事院勧告並びに和歌山県人事委員会勧告を踏まえ、議員の期末手当の支給割合を改定するものでございます。

第 1 条は、議員の期末手当について、年間支給月数を 12 月期分でまとめて 0.025 月分の引上げを行い、100 分の 141.25 に改めるものでございます。

第 2 条でございます。前条で改めました議員の期末手当について、今回の引上げ分 0.025 月分を、令和 8 年度以降において、6 月期及び 12 月期に分割してそれぞれ 0.0125 月分の引上げを行い、100 分の 140 に改めるものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（加藤康高君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第 96 号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 6 議案第97号 町長、副町長及び教育長の給料その他の給与条例の一部を改正する  
条例

○議長（加藤康高君） 日程第6、議案第97号町長、副町長及び教育長の給料その他の給与条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長田中さん。

○総務課長（田中逸雄君） 議案第97号について御説明申し上げます。

〔議案第97号朗読〕

関係資料のほうで説明させていただきますので、資料のほうを御覧願います。

四角の枠内を御覧願います。

改正概要についてでございます。令和7年人事院勧告並びに和歌山県人事委員会勧告を踏まえ、町長、副町長、教育長の期末手当の支給割合を改定するものでございます。

続きまして、改正内容でございます。

第1条でございます。町長、副町長及び教育長の期末手当について、年間支給月数を12月期分でまとめて0.025月分の引上げを行い、100分の141.25に改めるものでございます。

第2条でございます。前条で改めました町長、副町長及び教育長の期末手当について、今回の引上げ分0.025月分を、令和8年度以降において、6月期及び12月期に分割してそれぞれ0.0125月分の引上げを行い、100分の140に改めるものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（加藤康高君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第97号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 7 議案第98号 那智勝浦町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例
の一部を改正する条例

○議長（加藤康高君） 日程第7、議案第98号那智勝浦町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長田中さん。

○総務課長（田中逸雄君） 議案第98号について御説明申し上げます。

〔議案第98号朗読〕

関係資料のほうで説明させていただきますので、資料のほうを御覧願います。

四角の枠内を御覧願います。

改正概要についてでございます。令和7年人事院勧告並びに和歌山県人事委員会勧告を踏まえ、特定任期付職員の給料表及び期末勤勉手当の支給割合を改定するものでございます。

なお、現在、本町においては、特定任期付職員は在籍しておりません。

続きまして、改正内容でございます。

第1条では、特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当について、年間支給月数を12月期分でそれぞれ0.025月分の引上げを行い、期末手当は100分の97.5、勤勉手当は100分の90に改めるものでございます。また、特定任期付職員の給料表につきましても、4月1日に遡及して改定するものでございます。

第2条でございます。前条で改めました特定任期付職員の期末勤勉手当について、今回の引上げ分0.0125月分を、令和8年度以降において、6月期及び12月期に分割してそれぞれ0.0125月分の引上げを行い、期末手当は100分の96.25、勤勉手当は100分の88.75に改めるものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（加藤康高君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第98号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 8 議案第99号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（加藤康高君） 日程第8、議案第99号会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長田中さん。

○総務課長（田中逸雄君） 議案第99号について御説明申し上げます。

〔議案第99号朗読〕

関係資料のほうで説明させていただきますので、資料のほうを御覧願います。

四角の枠内を御覧願います。

改正概要についてでございます。令和7年人事院勧告並びに和歌山県人事委員会勧告を踏まえ、会計年度任用職員の期末勤勉手当の支給割合を改定するものでございます。

続きまして、改正内容でございます。

第1条でございます。会計年度任用職員の期末勤勉手当について、年間支給月数を12月期分でまとめて0.05月分の引上げを行い、期末手当は100分の127.5、勤勉手当は100分の52.5に改めるものでございます。

第2条でございます。前条で改めました会計年度任用職員の期末勤勉手当について、今回の引上げ分0.05月分を、令和8年度以降において、6月期及び12月期に分割してそれぞれ0.025月分の引上げを行い、期末手当は100分の126.25、勤勉手当は100分の51.25に改めるものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（加藤康高君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第99号について原案のとおり可決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 9 議案第100号 那智勝浦町津波避難タワーの設置及び管理に関する条例

○議長（加藤康高君） 日程第9、議案第100号那智勝浦町津波避難タワーの設置及び管理に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長田中さん。

○総務課長（田中逸雄君） 議案第100号について御説明申し上げます。

〔議案第100号朗読〕

本条例につきましては、今月末に完成予定の築地地区津波避難タワーをはじめとして、町内に設置されている7基の津波避難タワーについて条例による位置づけを行い、併せて、その管理について必要な事項を定めるものでございます。

関係資料のほうで説明させていただきますので、資料のほうを御覧願います。

四角の枠内を御覧願います。

第1条は、津波避難タワーを設置する目的を規定するものでございます。近い将来、発生が懸念されている南海トラフ地震等により発生する津波から町民の生命及び身体を保護するための避難施設として、津波避難タワーを設置することを目的としております。

次に、第2条は、津波避難タワーの名称及び位置を規定するものでございます。築地地区津波避難タワーは今月末に完成予定でございますが、これまでに建設した津波避難タワーについて条例で規定できていなかったことから、まとめて規定するものでございます。

なお、各津波避難タワーの建築年度、避難階の高さ、収容人数、想定浸水深等の情報につきましては、4ページの参考資料のとおりでございます。

第3条は、津波避難タワーの管理者について規定するものでございます。

次のページをお願いいたします。

第4条は、津波避難タワーの用途について規定するものであり、地震・津波発生時における避難施設としての使用はもとより、平常時における地域住民等の防災訓練やその他防災関連の行事等も用途とすることを、第1項第1号と第2号で規定するものでございます。第1項第3号につきましては、防災関連以外の行事についても用途となることを規定するものでございます。

第2項は、第1項のただし書に規定する「町長が特別の事情があると認めた場合」と「第1項第3号の用途に使用する場合」について、あらかじめ町長の許可を受ける必要があることを規定するものでございます。

第5条は、津波避難タワーの使用について申請があった場合において、タワーの使用を許可しないことができる事例について規定するものでございます。

次のページをお願いいたします。

第6条は、津波避難タワーの使用許可を受けた者に対し、その許可の取消しや使用の中止、タワーからの退去を命じることができる旨を規定するものでございます。

第7条は、使用者が津波避難タワーの施設、設備及び器具等を故意または過失により破損等した場合において、損害を賠償しなければならないことを規定しております。

第8条は、当条例の施行に関し必要な事項について、規則に委任することを定めてございます。なお、施行規則におきましては、使用許可申請及び申請書の提出があった場合の手続等について定めることを予定しております。

最後に、附則において、この条例は公布の日から施行するものとしております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（加藤康高君） 質疑を行います。

2番吾妻議員。

○2番（吾妻正崇君） 第3条のタワーの管理は町長が行うというところなんですけれども、管理というのは、一般的には良い状態を保つために調査なりをして、不備があれば整えるということだと思うんですけれども、そういったことはもう決まったものがあるんでしょうか。

というのも、管理が不足しているとか不足していないという議論があったときに、ちゃんとしているかしていないかという基準がなかなかないような気がするので、その辺をちょっと伺います。

○議長（加藤康高君） 総務課長田中さん。

○総務課長（田中逸雄君） 管理についてでございますけれども、一般的に、現状の機能が損なわれないようにするために現状の機能を保つということを考えておまして、これまでには、鳥が侵入してちょっと鳥がその場所に居付いてしまうとかいうようなことがございまして、それを除去するなどの対応を行ったことはございます。

また、周辺の草刈り等につきましても、必要に応じて実施するものでございます。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 2番吾妻議員。

○2番（吾妻正崇君） 対症療法というか、何か起こったときに対応するという形で、定期的に見るとかいう今のところ準備は、そういった準備はないということですか。

○議長（加藤康高君） 総務課長田中さん。

○総務課長（田中逸雄君） 何らかその地域の方から御連絡等ございましたら、その都度対応させていただくというふうを考えてございます。

○議長（加藤康高君） 7番曾根議員。

○7番（曾根和仁君） 一つは、この条例の制定に際して一つちょっと提案というか、求めたい要望、できるかどうかは別として、ちょっと要望したいことがあります。

直接この条例には関係ないんですが、冒頭の築地の避難タワーの完成の町長の説明で、ふだんから住民が上へ登れるということですが、ほかの地域の避難タワーについても、ここの第4

条に書いてある平常時における地域活性化のための行事等に使用する施設という、これは築地のことを念頭に置いていると思いますが、そのほかの避難タワーについても、やはりふだん施錠されているので、津波避難タワーに何か近寄り難いような印象を与えているんじゃないかと思われま

す。だから、緊急時に逃げる際には、やはり常日頃から築地の避難タワーがそうであるように、住民が登ったり降りたり、例えば、お年寄りが足腰を鍛えるためにちょっと上がったり、そういう訓練にも使うとか、これは極端な事例かもしれませんが、そういう形で、ほかの避難タワーについても施錠を解いて、日常登れるようなふうにするという考えはないのかという。それをちょっと今後検討していただきたいと思います。要望なんですけれども。

○議長（加藤康高君） 総務課長田中さん。

○総務課長（田中逸雄君） お答えいたします。

安全確認であったり様々課題はあろうかと思うんですけれども、せっかくの施設でございますので、でき得る限り、皆さんにふだんからなれ親しんでいただくということも大切だと思いますので、どのようにしていけば皆さんに使っていただけるかちょっと検討させていただきたいと思

いますので、どうぞよろしくお願

いいたします。

○議長（加藤康高君） 9番松本議員。

○9番（松本和彦君） すみません、以前御説明いただいていたら改めてまた教えていただきたいんですけれども、築地の避難タワーなんです

が、隣接する駐車場があると思うんですけれども、そちらの運用は無料なのかどうかとか、このタワーの条例に関係ないん

やったら、どういったところでどの課で担当されるというところと、有料か無料かというところ、以前説明を受けていたら申し訳ないんですけれども、教えてください。お願いします。

○議長（加藤康高君） 総務課長田中さん。

○総務課長（田中逸雄君） お答えいたします。

このタワーを建設する前に、もともと駐車場として、この土地につきましては活用しておりました。その際にはタイムズの駐車場としてそれを使っておったんですけれども、今回タワーを設置するに当たって、そのタイムズの駐車場に一部そのタワーの用地がかかるということで、駐車場も含めて移動するという最終的な形となります。

タワー完成後は、タワー用地以外の部分につきましてはタイムズ用地として再度駐車場整備を行い、タイムズの駐車場として観光客の方などにお使いいただくということになろうかと思

います。

なお、その管理につきましては、観光機構のほうへ委託ということで予定しております。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 9番松本議員。

○9番（松本和彦君） そしたら、駐車場はもう既にタイムズさんから一旦なくしてあるけど、整備が完了したら、またタイムズさんの事業として観光機構さんで運営するように予定してあるというのは、もう決定してあるみたいなことで進めているということですか。タイムズさんの

前の台数が何台あって、今回、工事完了後何台になってということはもう把握されているということですかね。

もう一点は、無料にはしないということですか。

○議長（加藤康高君） 総務課長田中さん。

○総務課長（田中逸雄君） すみません。工事後の駐車台数ですけれども、今ちょっと手持ちの資料がございません。後ほどまた御回答させていただきます。

それと、タイムズのほうですけれども、これはもう決定事項でございまして、タイムズの駐車場でございますので、当然、有料になろうかと考えてございます。

○議長（加藤康高君） 9番松本議員。

○9番（松本和彦君） そしたら、タイムズということなんで、この前ブルービーチで実証実験をやったカメラ方式になるかなと思うんですが、そのカメラ方式のときのこんなあかんのちゃうんというふうなことを委員会で結構話もまれたんですけども、どういった方式になるかというのは把握されているんですか。最後、お願いします。

○議長（加藤康高君） 観光企画課長村井さん。

○観光企画課長（村井弘和君） お答えします。

防災タワーの下の駐車場、今聞いているところによりますと、議員おっしゃったようにカメラ方式になる予定ということで聞いております。

以上でございます。

[9番松本和彦君「カメラのブルービーチでやったときに苦情とかまあまああったと思うんですけど、そういった住民の声とかそういうのを聞いたあたり、まだ前と一緒のカメラは採用されんと、採用されたシステムのものだと」と呼ぶ]

すみません。活用としまして、ブルービーチの活用については、今まで自由にお客さんが出入りしていたというところで、少しいろんな苦情といいますか、御相談といいますか、そういうことが多かったと思います。

今回の場所については、これまで同じような以前も駐車場でございましたので、それがまたカメラ方式の駐車場になるということであれば、そういう苦情はないのかなというふうには思っているところでございます。

○議長（加藤康高君） 総務課長田中さん。

○総務課長（田中逸雄君） 先ほどの駐車台数について御答弁申し上げます。

もともと工事前は21台の駐車場がございました。今回整備する駐車場につきましては、58台となっております。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） ほかに質疑はありませんか。

8番東議員。

○8番（東 信介君） すみません、ちょっとお聞きします。

今回、避難タワーの設置及び管理に関する条例なんですけど、今までどおりの津波の避難所ですか、小坂山とか椎ノ浦とかあると思うんですけど、その辺の管理に関する条例とかがあればちょっと教えていただきたいなと思って。

○議長（加藤康高君） 総務課長田中さん。

○総務課長（田中逸雄君） お答えいたします。

今回の設置条例でございますけれども、地方自治法第244条の規定に基づき、公の施設の設置につきましては、条例でこれを定めなければならないとされてございますので、津波避難タワーにつきましては公の施設でございますので、条例で設置するものでございます。

小坂山でございますけれども、これにつきましては、避難場所ということで町のほうで避難場所としての指定はしてございますけれども、所有が民間の山ということもございまして、これにつきましては、条例による設置はないものでございます。

それと、椎ノ浦防災公園につきましては、ちょっと今、条例の有無につきまして手元に資料がありませんので、現在調査しております。また後ほど御回答させていただきます。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 8番東議員。

○8番（東 信介君） 関連なので、また委員会のほうでちゃんとしっかり聞きたいと思います。

○議長（加藤康高君） 3番城本議員。

○3番（城本和男君） 議案の関連しての答弁なんですけれども、答弁の中でちょっと確認しておいたほうがいいかなと思ひまして、質問させていただきます。

これ、その用地自体は町有地ですよ。何か答弁の中でタイムズの駐車場として整備するという言葉があったので、そこはちょっと違うのではないかなと。補償工事で何台かですか、21台ある分ですか。そこについては、補償工事で同じようなやり方で改修するというか、整備するというのは分かるんですけども、実際、観光機構のほうに、あるいは町有地で貸付けをしているが正しいですよ。

今、何か答弁では、観光機構に管理を委託しているみたいな話なので、そういう委託契約はないと思うんですよ。そこら辺りもちょっと整理していただいたほうがいいかなと思うんですけども。よろしくお願ひします。

○議長（加藤康高君） 観光企画課長村井さん。

○観光企画課長（村井弘和君） お答えします。

先ほど城本議員がおっしゃいましたように、町と観光機構と土地の貸付けは行っております。その中で、タイムズの運営を観光機構が行っているところでございますので、今後もそういう立てつけで運営を行っていくようになっております。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第100号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤康高君） 休憩します。再開10時45分。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時33分 休憩

10時45分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加藤康高君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第101号 那智勝浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第11 議案第102号 那智勝浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第12 議案第103号 那智勝浦町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（加藤康高君） 日程第10、議案第101号那智勝浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例から、日程第12、議案第103号那智勝浦町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例までを一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

こども未来課長寺本さん。

○こども未来課長（寺本智子君） 議案第101号、議案第102号及び議案第103号につきまして、改正内容が重複する箇所がございますので、一括して御説明申し上げます。

〔議案第101号、議案第102号、議案第103号朗読〕

説明につきましては、関係資料でさせていただきます。

議案第101号の新旧対照表の次に添付しております関係資料をお願いします。

1、改正の理由でございます。

児童福祉法等の一部を改正する法律などの施行により、町条例の基準となる「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」などが改正されたことから、当該基準等に従い定める条例について、所要の改正を行うものでございます。

2、改正の内容でございます。

(1) 那智勝浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてです。

アの第12条の改正は、保育所等の職員による虐待の発見のときの通報義務などの仕組みが新たに設けられ、保育所や家庭的保育事業などに従事する職員も追加されたことに伴い、引用条項を整理するものです。

イの第17条の改正は、利用乳幼児の健康診断に関する基準が緩和されるもので、町が実施します乳幼児健康診査の結果を利用して利用乳幼児の健康状態を確認できる場合は、家庭的保育事業等の利用開始時、定期または臨時の健康診断が省略できるようにするものです。

ウの第23条から第47条の改正は、保育人材の確保を目的として、平成27年度から特別な区域に限り認められていた地域限定保育士につきまして、保育人材が不足するおそれが大きい地域において集中的に保育人材確保に取り組むことができるよう、地域限定保育士制度を一般制度化する改正が行われたことに伴い、所要の整備を行うものです。

この制度化により、認定を受けた都道府県や指定都市において、地域限定保育士試験の実施が可能となります。合格した者が地域限定保育士として登録後3年間はその区域内のみで働くことができるようになり、登録してから3年経過した者のうち、地域限定保育士として1年以上の勤務経験がある場合は、通常の保育士として全国で働くことが可能となります。

なお、現在、本町に対象の家庭的保育事業等はございません。

次に、(2) 那智勝浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてです。

アの第25条は、(1) アと同様の改正に伴い、引用条項を整理するものです。

2ページをお願いします。

(3) 那智勝浦町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてです。

アの第10条は、(1) ウと同様の地域限定保育士制度が一般制度化されることに伴い、地域限定保育士も通常の保育士同様、放課後児童支援員になれるよう整備を行うものです。

イの第12条は、(1) アと同様の改正に伴い、引用条項を整理するものです。

3、改正箇所につきましては、それぞれの条例の新旧対照表のとおりでございます。

4、施行期日は公布の日からでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（加藤康高君） 議案第101号から議案第103号までについて、一括して質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論・採決は議案ごとに行います。

議案第101号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第101号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第102号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第102号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第103号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第103号について原案のとおり可決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第104号 那智勝浦町火災予防条例の一部を改正する条例

○議長（加藤康高君） 日程第13、議案第104号那智勝浦町火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

消防長樫尾さん。

○消防長（樫尾光俊君） 議案第104号について御説明申し上げます。

〔議案第104号朗読〕

次ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、本年2月26日に発生した大船渡市林野火災を受け、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高める必要があることを踏まえ、所要の改正を行うものでございます。

関係資料といたしまして、新旧対照表を添付させていただいておりますので、そちらで御説明いたします。

目次につきましては、第3章の2の次に第3章の3、林野火災の予防（第29条の8・第29条の9）を新たに加えたものでございます。

第29条につきましては、火災に関する警報は、消防法第22条第3項に規定するものであることを明確にするものでございます。第5号につきましては、字句の訂正を行うものでございます。第7号につきましては、火災に関する警報の発令中における屋内での裸火の使用に係る制限、窓、出入口等の閉鎖について、一般的な事務所や住宅における火を使用する設備や器具の従前からの変化等を踏まえて、規定の削除を行うものでございます。

第29条の8第1項につきましては、気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができること、第2項では、注意報が発せられた場合は、注意報が解除されるまでの間、区域内にあるものは火災予防条例第29条各号に定める火の使用制限に従うよう努めなければならないとしたこと、第3項では、林野火災の発生の危険性を勘案して、当該、火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することの規定を設けるものでございます。

2ページをお願いいたします。

第29条の9につきましては、林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用制限についての規定を設けるものでございます。

林野火災注意報及び林野火災警報の発令指標につきまして、関係資料を添付させていただいております。こちらを御覧ください。

国が示す指標に基づく林野火災注意報及び林野火災警報の発令指標（案）でございます。

火災予防条例施行規則にて、発令指標についての規定を定めます。火災予防条例改正後、速やかに火災予防条例施行規則の改正をいたします。

新旧対照表2ページにお戻りください。

第42条の3第1項第3号につきましては、第45条に第2項を追加したことに伴う所要の規定の整理でございます。

第45条第1項第1号につきましては、火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為にたき火が含まれることを明確にするものでございます。

第2項につきましては、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる規定を設けるものでございます。

改正条文にお戻りください。

附則といたしまして、この条例は令和8年1月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（加藤康高君） 質疑を行います。

8番東議員。

○8番（東 信介君） ちょっと関連というか、その辺でちょっと聞きたいと思います。

これは注意報を発令できると。現実に関、野焼きとかいろいろそういう形で現状があると思うんですけど、その辺とこの注意報とかの関連、ちょっと教えていただけたらと思います。

○議長（加藤康高君） 消防長樫尾さん。

○消防長（樫尾光俊君） 8番議員さん御質問の、注意報の関連と現状の野焼きについてのことでございます。

今回の改正を行います注意報につきましては、先ほどお示しの関係資料、国の指標に基づいて、こちらの気象条件に当てはまった場合に注意報を発令し、町内各場所において野焼き等が行われている場合、注意を火災予防条例第29条の各号に行われることについて、野焼きにおきましては消火を求める、火を消していただくというふうはこちらから指導をいたします。

現状の野焼きにつきましては、火災と紛らわしいおそれのある届出をさせていただいておる場合、現状、乾燥注意報と強風注意報が発令されていた際に野焼きをしている場合は、中止を求めるといったところで対応をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 7番曾根議員。

○7番（曾根和仁君） この条文の言葉の問題なんですけど、実際に一番火災の原因になっているのは、休耕田の火入れなんですよ。ここの原野等というところに休耕田も含まれるというふうに理解できなくもないんですけど、原野と休耕田というのはやっぱり微妙に違って、原野といたら本当に原野、もう休耕になって数十年たっているようないわゆる本当に原野だけど、実際火事が起こっているのが、休耕になってそんなに何十年もたたないところなんですよ。

だから、ただ、やっぱり農業においてどうしても必要で届出が正当にされていたら、それはもう認めざるを得ないので、ここにもし言葉で山林原野及び休耕田等という、休耕田とはっきり入れてあるほうが注意を促すことにつながるのかなと思っていますので、現状、火災が起きているのは太田地区の休耕田の火入れということを念頭に置いたら、もうそういうふうにはっきり書くほうがいいんじゃないかな。

ただし、ここに書いたから休耕田の火入れは駄目ということではなく、きちっと届けができたらできるということなんですけど、その辺の表現がちょっと弱いのかなと思っていますので、ちょ

っと指摘させていただきます。

○議長（加藤康高君） 消防長樫尾さん。

○消防長（樫尾光俊君） 7番議員御質問の休耕田の火入れ等、届出をしていれば認めていただきたいというところの御質問でございますが、今回、林野火災注意報及び林野火災警報が発令された場合の対象となる区域についてでございますが、まず、火入れ許可制度につきましては、森林または森林の周囲1キロメートル範囲内の土地における火入れについて、森林法第21条により、市町村長の許可が必要とされておるところでございます。こちらを那智勝浦町に当てはめると、ほぼ全域が火入れの許可範囲内、大田地区限定とかそういったことではなく、那智勝浦町全体が範囲内となりますので、林野火災注意報と林野火災警報の対象となる区域につきましては、那智勝浦町全体として火災予防条例を御可決されました後に、速やかに施行規則にて、那智勝浦町区域を全体として指定することを進めております。

したがいまして、火入れ等の許可が下りていても、林野火災注意報及び林野火災警報が発令された場合は、速やかに中止をお願いするところでございます。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 7番曾根議員。

○7番（曾根和仁君） 質問の意図がちょっと、私は休耕田の火入れは認めろと言っているんじゃないくて、休耕田の火入れについても、もうやはり禁止、できないということをつかってもらうために、あえてここに原野の後に休耕田というのを入れたほうが啓発につながるということで、僕は禁止の意味で言ったんです。

○議長（加藤康高君） 消防長樫尾さん。

○消防長（樫尾光俊君） 失礼いたしました。この原野等の間に休耕田を入れるというところで、今後また検討させていただきます。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 5番藤社議員。

○5番（藤社和美君） 答弁をお伺いしたところ、ただ、町内全域にわたるということですので、この注意報や警報が出たということを町民に知らしめるようなことの必要性を感じております。町内放送で火災予防の啓発とか放送があるので、併せてこういうものが発令されたらそういうものを周知していただいて、防災メールであり町内放送であり、そこに一言、注意報が発令されたのでしないようにというような啓発はしていただきたいとは思いますが。

○議長（加藤康高君） 消防長樫尾さん。

○消防長（樫尾光俊君） 5番議員おっしゃいましたとおり、林野火災注意報及び林野火災警報が発令された場合は防災行政無線にて広報を行い、また、消防車両等にて巡回を行い、また、電子メールにて広報を行うことを進めております。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第104号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14 議案第105号 令和7年度那智勝浦町一般会計補正予算（第6号）

○議長（加藤康高君） 日程第14、議案第105号令和7年度那智勝浦町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長田中さん。

○総務課長（田中逸雄君） 議案第105号令和7年度那智勝浦町一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,026万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ118億437万6,000円とするものでございます。

第2条で地方債の補正をお願いしております。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございまして。

款11の地方交付税から款22町債まで、歳入合計で補正前の額116億5,411万5,000円に補正額で1億5,026万1,000円を追加し、計で118億437万6,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございまして。

款1議会費から5ページをお願いいたします。

款9教育費までで、歳出合計は補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございまして。

6ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございまして。

起債の目的欄、緊急自然災害防止対策事業で、補正前の限度額、計19億8,630万円に1,250万円を増額し、補正後の限度額を19億9,880万円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1 総括として、このページの歳入と次の8ページの歳出について、それぞれ1億5,026万1,000円の増額をお願いしております。

8ページ、歳出の補正額の財源内訳でございますが、国庫支出金4,618万8,000円の増額、地方債1,250万円の増額、その他9万9,000円の増額で、一般財源は9,147万4,000円の増額となっております。

9ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。総務課の関係について御説明いたします。

款11地方交付税、目1地方交付税、補正額は9,034万7,000円の増額で、計で40億5,448万3,000円とするものでございます。

10ページをお願いいたします。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目5消防費国庫補助金、節1社会資本整備総合交付金172万5,000円でございます。説明欄に記載の住宅耐震関係事業に係る国庫補助金で、3件分を増額するものでございます。

12ページをお願いいたします。

款16県支出金、項2県補助金、目6消防費補助金、節1住宅耐震化促進事業費補助金111万1,000円につきましても、国庫補助金と同様の住宅耐震関係事業に係る県補助金でございます。

13ページをお願いいたします。

款22町債、項1町債、目3農林水産業債と目5土木債で、計1,250万円の増額補正をお願いしております。それぞれ説明欄記載の事業の財源として、補正をお願いするものでございます。

14ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。まず最初に、人件費全般の補正について説明申し上げます。

このページ、款1議会費の目1議会費から、40ページの款9教育費の項6保健体育費、目3体育文化会館管理費までの各科目の節1報酬、節2給料、節3職員手当等、節4共済費について、それぞれ補正をお願いしてございます。これは、4月1日付人事異動などによる調整と人事院勧告により、会計年度任用職員も含めた職員等の人件費を4月に遡及して改定したことに伴う増となっております。

令和7年度の人事院勧告は、先ほど議案第95号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例などで御説明させていただきましたとおり、若年層に重点を置いて、給料表を平均3.3%の引上げ改定、期末勤勉手当については民間の支給状況を反映して、年間支給月数を0.05月分引き上げたところでございます。これを本町の職員構成給料表に当てはめて計算いたしますと、一般会計では、職員の平均年齢41.1歳で給与改定率3.44%、1人当たり平均月額1万623円の増額で、合計2,473万1,000円の増額、期末勤勉手当で0.05月分の増額、1人当たり平均6万9,521円で、合計1,348万7,000円の増額、通勤手当で18万2,000円の増額、共済負担金で258万6,000円の増額で、職員の合計4,098万6,000円の増額となります。会計年度任用職員において

は、給与改定率6.12%、1人当たり平均月額8,680円の増額で、合計1,874万8,000円の増額、期末勤勉手当で0.05月分の増額、1人当たり平均3万4,806円で、合計626万5,000円の増額、通勤手当は予算科目が旅費の費用弁償となりますが10万5,000円の増額、共済負担金で83万4,000円の増額で、会計年度任用職員の合計では2,595万2,000円の増額となります。

また、特別職の期末手当につきましては、町長をはじめ3名で、6万1,000円の増額となっております。

一方で、人事異動等によるものにつきましては、退職や休職等による減額などで、一般会計では報酬で2,472万円の減額、給料で168万1,000円の減額、職員手当で1,276万3,000円の減額となっております。また、共済組合負担金は145万3,000円の増額となっております。

なお、この後の各科目における人事異動及び人事院勧告に伴う人件費につきましては説明を省略させていただきたく、お願い申し上げます。

26ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目9病院費、補正額263万3,000円の増額でございます。町立温泉病院事業会計への繰出金でございますが、内訳につきましては、特別会計のほうで御説明申し上げます。

36ページをお願いいたします。

款8消防費、項1消防費、目5災害対策費、補正額450万円の増額につきましては、説明欄に記載の住宅耐震化促進事業補助金でございます。当初予算で予定しておりました補助額に対して申請がいっぱいとなり、なお、改修要望が多いことと国・県の補助金枠に余裕があることから、3件分の増額をお願いするものでございます。

41ページをお願いいたします。

このページから48ページにわたり、給与費明細書をつけさせていただいております。説明は割愛させていただきます。

総務課からの説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（加藤康高君） 税務課長増田さん。

○税務課長（増田 晋君） 税務課の関係について御説明いたします。

17ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費、項2徴税費、目2賦課徴収費、節22償還金、利子及び割引料の270万7,000円は、説明欄記載の過誤納金還付金で、町県民税において確定申告等による過納金が例年より多い状況となっていることから、今後の還付金見込額の補正をお願いするものでございます。

税務課の関係は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（加藤康高君） 住民課長太田さん。

○住民課長（太田貴郎君） 住民課の関係について説明させていただきます。

10ページをお願いします。

歳入です。

款15国庫支出金、項3委託金、目2民生費委託金の補正額20万9,000円の増額は、歳出で説明するシステム改修費の全額を事務委託金として受け入れるものです。

20ページをお願いします。

歳出です。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節27繰出金の補正については、後ほど特別会計で説明させていただきます。

目2国民年金事務費、節12委託料20万9,000円の増額補正は、所得税法等の改正により特定親族特別控除が創設されましたので、改正に対応するためのシステム改修を行うものです。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（加藤康高君） 福祉課長仲さん。

○福祉課長（仲 紀彦君） 福祉課の関係について御説明いたします。

9ページをお願いします。

歳入でございます。

下段の款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節1障害者自立支援給付費負担金2,685万円と、次の節3障害児施設給付費等負担金465万円、11ページをお願いします。

款16県支出金、項1県負担金、目2民生費負担金、節3障害者自立支援給付費負担金1,342万5,000円と、次の節5障害児施設給付費等負担金232万5,000円は、後ほど歳出で説明します障害児者に対する各種サービス費の増額に伴い、それぞれ国・県の補助金を受け入れるものでございます。

21ページをお願いします。

歳出でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目3老人福祉費、節27繰出金432万1,000円、説明欄の繰出金は、介護保険給付費等の補正に伴う町の負担分を繰り出すものでございます。

目7障害者福祉費、節19扶助費は、6,300万円の増額をお願いするものでございます。増額の主な理由としましては、利用者の増、月平均になりますが、放課後等デイサービス費で対前年5名の増、居宅介護費で3名の増、共同生活援助費で2名の増となっております。加えて、報酬改定に伴う給付費の増により補正をお願いするものでございます。

節22償還金、利子及び割引料118万2,000円、説明欄の返納金は、令和6年度障害者自立支援医療給付費負担金等の清算に伴う返納金でございます。

福祉課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（加藤康高君） こども未来課長寺本さん。

○こども未来課長（寺本智子君） こども未来課の関係について御説明申し上げます。

9ページをお願いします。

歳入です。

款15国庫支出金、項1国庫補助金、目1民生費国庫負担金、節6子どものための教育・保育給付費負担金40万2,000円と、次の節7児童手当負担金49万円は、令和6年度の実績による追

加交付分でございます。

次のページをお願いします。

項2国庫補助金、目3衛生費国庫補助金、節6地域子ども・子育て支援事業補助金176万8,000円の増額、次の節10妊婦等包括相談支援事業補助金176万8,000円の減額につきましては、制度改正により、令和7年度から妊婦等包括相談支援事業が地域子ども・子育て支援事業の利用者支援事業に新たに設けられましたが、当初予算での科目誤りにより変更するものでございます。

11ページをお願いします。

款16県支出金、項1県負担金、目2民生費負担金、節9子どものための教育・保育給付費負担金16万2,000円と、次の節10児童手当負担金7万3,000円の増額は、令和6年度の実績による追加交付分でございます。

12ページをお願いします。

款16県支出金、項2県補助金、目2民生費補助金、節14保育対策総合支援事業費補助金461万5,000円の減額は、説明欄記載の医療的ケア児保育支援事業に係る看護師の人件費等で、令和7年度中に受入れする予定でしたが、児童の体調などにより入所に至らなかったため、減額するものでございます。

次の目3衛生費補助金、節6地域子ども・子育て支援事業費補助金88万4,000円の増額、次の節10妊婦等包括相談支援事業補助金88万4,000円の減額につきましては、先ほど国庫補助金で説明したものと同様、科目誤りにより変更するものでございます。

23ページをお願いします。

歳出です。

款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節3職員手当等22万2,000円のうち、説明欄記載の超勤手当16万円の増額につきましては、令和8年度から実施される新規事業などに係る打合せや準備事務が増えたことにより、増額をお願いするものでございます。

次の目2児童措置費、節1報酬、節3職員手当等から節8旅費の会計年度任用職員に係るそれぞれの減額につきましては、人事院勧告による報酬などの増額分より、先ほど歳入で説明いたしました医療的ケア児の入所がなかったことによる看護師及び、当初見込んでいた職員の退職などによる減額分のほうが大きかったことによるものでございます。

次のページをお願いします。

節11役務費11万8,000円の増額につきましては、児童手当の振込手数料につきましては、当初の見込みより件数が増えたことによるものでございます。

次の節12委託料900万円の増額につきましては、備考欄記載の私立保育所運営委託につきましては、当初見込みより受入れ人数が増えたことによるものでございます。

次の節22償還金、利子及び割引料127万2,000円の増額につきましては、令和6年度の地域子ども・子育て支援事業費等の実績に伴う国・県への返納金と令和6年度分の保育料について、軽減誤りによる過誤納分を返還するものでございます。

次の目4子ども医療対策費、節22償還金、利子及び割引料40万5,000円の増額につきましては、令和6年度の未熟児養育医療費の額の確定に伴う国・県への返納金でございます。

25ページをお願いします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目6母子対策費、次のページの節22償還金、利子及び割引料11万8,000円の増額につきましては、令和6年度の出産・子育て応援給付金の額の確定に伴う国・県への返納金でございます。

こども未来課の分につきましては以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（加藤康高君） 農林水産課長島さん。

○農林水産課長（島 由彦君） 農林水産課関係について説明させていただきます。

28ページをお願いいたします。

款5農林水産業費、項1農業費、目5那智駅交流センター管理費、節10需用費350万円につきましては、現予算の燃料費から修繕料に予算を振り替え、丹敷の湯の浴槽内のタイル修繕工事をするものでございます。今回、修繕工事を実施するに至った理由といたしましては、以前のタイルの剥落以降、危険なままの状態が続いております。現場職員の清掃や今後のプロポーザルの現場説明会などでの安全上の対策として、施設の危険箇所を修繕するものでございます。

29ページをお願いします。

補正予算資料の1～2ページを御覧ください。

項2林業費、目2林業振興費、節14工事請負費補正額400万円につきましては、2.林道西中野川線道路災害防除工事でございます。こちらにつきましては、令和7年9月13日の降雨により、路肩崩落及び道路損傷が発生いたしました。通行の確保とさらなる崩落を防止するため、緊急的に対策を講ずる必要があるため、今回、補正をお願いするものでございます。

目3森林環境整備費、節12委託料補正額630万円につきましては、こちら、当初予算で西中野川地区の支障木伐採業務委託費として630万円を計上しておりましたが、環境省より、河川流域の支障木の伐採等は森林環境譲与税の用途に適合しないとの指示がございました。こちらにつきましては、別の対応が必要となります。今回は、こちらの予算を森林経営管理業務委託に振り替え、経営管理権集積計画を策定している高野・熊瀬川地域の間伐整備を一層推進するため、補正をお願いするものでございます。

30ページをお願いいたします。

補正予算資料の3ページ、4ページを御覧ください。

項3水産業費、目1水産業総務費、節14工事請負費補正額110万円につきましては、勝浦漁港旧冷凍冷蔵施設開口部ネット設置工事でございます。こちらにつきましては、勝浦地方卸売市場の衛生管理の一環として関係事業者と連携・協議を進め、市場周辺の景観改善に向けた取組を進めております。同施設には開口部が8か所あり、衛生状態を保つことに苦慮しています。これらの改善に補正をお願いするものでございます。

農林水産課の関係は以上です。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（加藤康高君） 観光企画課長村井さん。

○観光企画課長（村井弘和君） 観光企画課の関係について御説明申し上げます。

12ページをお願いします。

歳入でございます。

款16県支出金、項3委託金、目1総務費委託金の減額につきましては、令和7年国勢調査に係る委託金の減額で、詳細につきましては、歳出について御説明申し上げます。

15ページをお願いします。

歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目7企画費80万1,000円の増額のうち、節8旅費につきましては、北海道美瑛町様から友好交流に関するお話を頂戴しており、今後の取組を検討するに当たり、視察や協議のため、現地を訪問するための3名分の旅費でございます。北海道美瑛町との関係につきましては、約130年前に旧太田村の先人が今の美瑛町を開墾されました。また、美瑛町の美瑛神社では、平成元年より那智の扇祭りの炎を譲受け那智美瑛の火祭りが始まっており、関係者が互いの祭りに参加するなど、40年近く交流が続いております。友好交流の目的としまして、両町が相互に学び合い、文化交流、観光資源の相互活用、地域経済の活性化などを目的として考えております。

節12委託料は、現在進めております紀伊勝浦駅前の街なみ環境整備事業に係る駅前ロータリーの整備に際しまして、一部民間所有地を使用する必要性が出てきたことから、費用算出のための不動産鑑定を行う費用となります。

19ページをお願いします。

款2総務費、項5統計調査費、目1指定統計調査費、節1報酬、会計年度任用職員報酬の減額につきましては、令和7年国勢調査の事務補助として当初2名の採用を予定しておりましたが、1名の採用にとどまったため、差額の減額を行うものです。国勢調査員報酬の増額につきましては、調査員報酬の算定単価の改定による増額分でございます。

節3職員手当等は、国勢調査に係る超過勤務手当の補正をお願いするものです。

節4共済費につきましては、先ほど御説明しました会計年度任用職員の採用に係る減額でございます。

観光企画課の関係につきましては以上です。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（加藤康高君） 建設課長井道さん。

○建設課長（井道則也君） 建設課の関係につきまして御説明いたします。

10ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金、節1空き家対策総合支援事業補助金75万円の増額をお願いするものでございます。当初予算では、年間10件の不良空家除却事業を予定していましたが、早々に予定件数に達したため、和歌山県と協議し、3件分の追加要望が認められたことによる補助金の受入れでございます。

13ページをお願いいたします。

款21諸収入、項5雑入、目1雑入、節1雑入9万9,000円は、口色川地区県道那智勝浦古座川線拡幅工事に伴い、町道移設に関わる町道大戸線道路用地取得補償金でございます。後ほど歳出でも説明いたします。

34ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款7土木費、項2道路橋梁費、目2道路新設改良費、節12委託料132万円は、長谷線道路改良工事において用地購入するための分筆測量費用でございます。節14工事請負費1,155万5,000円は、説明欄記載3件分の工事費でございます。

箇所ごとの説明をさせていただきます。

建設関係資料6ページをお願いいたします。

まず、井関中二ノ瀬線道路災害防除工事です。場所は紀伊半島大水深慰霊碑の少し市野々寄りに行ったところになります。こちらにつきましては、以前から落石が見受けられるということで、不特定多数の方が利用される町道である、そして、子どもたちも利用する通学路であるということで、のり面の改良工事を予定しております。

続きまして、7ページをお願いいたします。

田垣内大野線道路災害防除工事です。こちらは、太田方面から円満地公園へ進む円満地公園手前500メートル、左へ200メートルいったところ、田垣内方面に進んだところになります。こちらにつきましても、町道に隣接するこの谷がかなり降雨があったときに、谷自体が高低差がありますので落石を伴うということで、落石が所々見受けられるということで、今回、落石防止網の設置ということで考えております。

続きまして、9ページをお願いします。

長谷線道路改良工事です。こちらは、井関区から8月に要望がございました。非常にこの部分道幅が狭く、交互通行するに非常に苦勞している場所になります。今回この場所に待避所を設置しまして、この交互通行のストレスといいますか、かなり毎日通勤とかで利用される方が多いものですから、退避所を設けることで、今回、交互通行のこのストレスを解消できたというふうに思っております。

続きまして、次の節16公有財産購入費89万9,000円のうち、大戸線道路用地9万9,000円です。

こちらもすみません、関係資料の8ページをお願いいたします。

これは、口色川地区県道那智勝浦古座川線の拡幅工事に伴う町道大戸線の移設に必要な用地購入費でございます。和歌山県との協議で、町道部分について用地は一旦町で購入しますが、後ほどその金額を和歌山県から受け入れます。

次の長谷線道路用地80万円は、道路改良に伴う用地の購入費でございます。

35ページをお願いいたします。

項6住宅費、目1住宅管理費、節18負担金、補助及び交付金150万円は、不良空家除却事業3件分の補助金でございます。

節22、償還金、利子及び割引料11万1,000円は、空き家改修支援事業の実績に伴う返納金で

ございます。

建設課の関係につきましては以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（加藤康高君） 教育次長中村さん。

○教育次長（中村 崇君） 教育委員会の関係について御説明申し上げます。

37ページをお願いいたします。

歳出です。

款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費、節8旅費補正額25万8,000円につきましては、先ほど観光企画課より説明がありました北海道美瑛町視察協議に要します旅費、2名分の旅費でございます。美瑛町につきましては、明治29年に現在の那智勝浦町出身の田仲儀太郎氏を団長とする熊野団体27世帯の移住が行われており、歴史的にもゆかりのある町でございます。歴史的背景を含め、教育分野での交流について協議をしてみたいと考えております。

38ページをお願いいたします。

項2小学校費、目1学校管理費、節14工事請負費276万1,000円につきましては、専門業者によります遊具の点検結果に基づき、必要な遊具改修工事といたしまして、2校3件分、市野々小学校2件168万3,000円と、下里小学校1件107万8,000円を計上させていただいております。

教育委員会関係資料を御覧ください。

11ページをお願いいたします。

上段から、市野々小学校はん登棒ロープにつきましては、V字開口部の挟み込み防止装置及び棒の高さをカットの上、リングへの固定を行います。中段、市野々小学校すべり台付ジャングルジムにつきましては、開口部挟み込み防止措置と滑降部の交換、一番下が下里小学校の肋木で、開口部挟み込み防止措置と支柱腐食部の補強修繕を実施いたします。

教育委員会の関係は以上です。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（加藤康高君） 議会事務局寺本さん。

○議会事務局長（寺本尚史君） 議会費について説明いたします。

14ページをお願いします。

節1から節4の主なものは人事院勧告と人事異動による補正となりますので、それ以外のものを説明いたします。

款1議会費、項1議会費、目1議会費、節1報酬13万1,000円のうち、説明欄記載、議長2,000円と副議長1,000円の補正につきましては、6月の改選時、正副議長が交代したことで1日だけ2人の議長・副議長がいましたので、その重複分をお願いするものです。節3職員手当等のうち4行目超勤手当は、主に定例会前後の超過勤務が例年より増えたことにより補正をお願いするものです。その3行下、議員期末手当は、先ほど議案第96号で改正いただいた分になります。節8旅費25万8,000円は、先ほど観光企画課、教育委員会から説明がありました北海道美瑛町訪問の旅費、議長と事務局、2人分でございます。

議会費は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（加藤康高君） 休憩します。再開13時30分。

~~~~~ ○ ~~~~~

11時52分 休憩

13時31分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加藤康高君） 再開します。

それでは質疑を行います。

10番津本議員。

○10番（津本芳光君） 28ページです。那智駅交流センターの管理費の問題ですが、先ほどの説明では、丹敷の湯の壁の修理に使うという説明だったと思いますが、それ以後のことについて、修理したからには、私らはいつもそういうことで説明を求めてきたわけですが、修理することを考えるのであれば、いつ再開をするのかというめどが立っての上での判断なのか、そこをちょっとお聞かせください。

○議長（加藤康高君） 農林水産課長島さん。

○農林水産課長（島 由彦君） お風呂の修理の後のことですが、こちらにつきましては、あくまでも今回の修繕というのは危険箇所をなくすというための修繕のものでございます。風呂の再開のいかんにつきましては、今後のプロポーザルによる指定管理者の提案によるところでございます。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 10番津本議員。

○10番（津本芳光君） これは来年度予算のことにもなるわけですが、修理してプロポーザルにかける、修理をしないということになれば、完全に私はもうこれで再開はあり得ないというふうには思うんですが、修理するとなれば、再開する方向も一定含めて考えていくべきだと思うんです。そういう意味で、来年度予算には当然次の予算措置が取られてくると思うんですが、その辺りはどうお考えですか。

○議長（加藤康高君） すみません。次年度予算の件については、今回の追加、補正予算ではないので、違う質疑をお願いします。

○10番（津本芳光君） そういう方向性はないのかということを知っているだけで、具体的に予算を組みなさいとかいうことを言うてないのでないのであって、そういう方向のことも検討されるのかなということで質問をさせてもらったわけです。それでも無理でしょうか。

○議長（加藤康高君） 農林水産課長島さん。

○農林水産課長（島 由彦君） 先ほども申し上げましたように、プロポーザルによる指定管理者の選定というところを控えておりますので、そちらの提案次第になると思います。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） ほかに質疑はございますでしょうか。

3番城本議員。

○3番（城本和男君） 3点お伺いしたいんですけれども、45ページに会計年度任用職員以外の職

員ということで給与改定の明細が上がっているんですけども、給与改定に伴う増減分が2,173万1,000円。制度改正、今回の人勧分とかあると思うんですが、これは去年も2,300万円ぐらいここでも上がってきているんですね。人件費のほうも、物価スライドとかそういう物価の上昇分とかもあると思うんですけども、上がってきていますけど、この人件費抑制について何か当局のほうで考えがあるのかどうか、その辺りお伺いをします。

それと、15ページに企画費の委託料31万8,000円というのがあるんですが、不動産鑑定業務委託、これはロータリーの用地購入のためにということなんですけれども、これは前回、委員会のほうでその図面を見せていただいたんですけども、まだ何か十分に練りきれてないような状態じゃないのかなというふうに委員会のほうで私は感じたんですけども、そんな段階で次々と不動産鑑定、用地購入のほうを進めていいのかな、そこら辺りちょっと疑問に思うんですが、お伺いをいたします。

それと、先ほどの那智交流センターのこの350万円なんですけれども、これは危ないところはすぐ補修するということなんですけども、なぜそうしたらすぐあのときにやらなかったのかなというのが一つと、これはいつから再開するのかなというのは素朴に思うんですが、再開しないのであれば350万円、もし指定管理者の方がもうしませんということであれば、これは全く無駄になってしまうかなと思うんですけど、その辺りをお伺いをいたします。

○議長（加藤康高君） 観光企画課長村井さん。

○観光企画課長（村井弘和君） お答えします。私の関係については、不動産鑑定士料ということでございます。

11月18日に総務経済常任委員会のほうで御説明させていただきましたが、委員会等、これまでの間でもいろんな御意見、御要望をいただきました。前回の委員会でも図面で示したように、歩道の設置であったり安全帯の設置でということ、そして、また大型バスの駐車位置もほぼほぼ決定となりました。大型バスが駅前に入ってくるときに、どうしても大きなカーブを取ると一部大型バスが入りにくいというところで、民間の元の観光協会の駐車場でございますけど、今は機構の駐車場になっていますけれども、その部分がどうしても干渉するというのでございますので、その部分が民間の土地でございまして、今回、不動産鑑定によって試算していただくということで御理解をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（加藤康高君） 総務課長田中さん。

○総務課長（田中逸雄君） お答えいたします。

人件費の関係についてでございますけれども、近年、人事院勧告によりまして給与改定による増額ということで、人件費のほうが増加してきてございます。これを人事院勧告に準じて上げないということは難しいと思っておりますので、定員管理計画がございまして、この見直しを今後予定しておりますので、その中で適正な定員の管理に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 農林水産課長島さん。

○農林水産課長（島 由彦君） 修繕に早期に対応しなかったかというところの点ですけれども、ちょっと記憶違いだったら申し訳ないですけれども、以前に営業している際に、何かあったときには、一旦、今後の方針を決めるために検討するというところで休業に至っていたと思うんですけれども、それでしばらくきておりました。早期に対応しなかった状況が続いておりましたけれども、今回は単純に施設内の安全管理、施設全体の安全性の確保というところで、ほかにも修繕しなくてはいけないところ、点検しなければいけないところ、そういうところはたくさんあると思うんですけれども、タイル修繕というのはその一環で行うということで予算計上をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 3番城本議員。

○3番（城本和男君） 答弁漏れなんですけど、再開はないということで、いつから再開するんですかということだったんですが。

○議長（加藤康高君） 農林水産課長島さん。

○農林水産課長（島 由彦君） そちらにつきましては、先ほども答弁しましたように、プロポーザルの業者の提案によって左右されるところでございます。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） ほかに質疑はございますでしょうか。

2番吾妻議員。

○2番（吾妻正崇君） 道の駅の件なんですけれども、答弁でプロポーザルの提案で判断するという事なんですけど、その提案の前に、わざわざ使わなくなるリスクがありながら、今までずっと放置していたタイルを急に直すというのはなぜなのかと思うので、その辺をお答えください。

30ページの水産業総務費の14番の工事請負費の部分なんですけれども、勝浦漁港旧冷凍冷蔵施設の開口部のネット設置工事なんですけど、これは必要なことだと思います。していただいたらいいかなと思うんですけれども、この大本のものを実際どうするかという話とかはないんですかね、というのも、こういった放置することによってかかってくる経費というのは、すごく今後あるのかなと思います。それって、すごく壊していたら発生しないような経費なので、その辺はどういう予定なのか。今後のためにもちょっと確認させてください。

以上です。

○議長（加藤康高君） 農林水産課長島さん。

○農林水産課長（島 由彦君） この28ページの350万円の件ですけれども、なぜ急に提案することになったかということなんですけれども、こちらのほうは、休業してからも職員が掃除のほう、浴槽も含めて、浴槽、洗い場、脱衣場、合わせて月に2回必ず掃除させていただいております。そういったところで、このまま危険なままで置いておいていいのかというところが、私になつてからなんですけれども思ったので、必要な安全対策ということで計上させてもらうことにな

っております。

それと、110万円のネットの件ですけれども、こちらのほうは解体を含めての大きな話ですけれども、こちらのほうは、まだ担当課としても今後どうするかという方針は決めておりません。ただ、今回の110万円のネットというのは、魚商であるとか勝浦市場であるとか運送業者さんらと話合いの結果、協議の場を持っておるんですけれども、そういった中で、まず美観をというところで計上させていただくことになっております。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 2番吾妻議員。

○2番（吾妻正崇君） まず、お風呂のほうからなんですけれども、その危険を伴ってまで掃除を継続する必要があるのかというので、皆さんちょっと本当に考えてほしいんですけど、350万円ってすごい金額やと思うんですよね。わざわざ閉めていること、するかせんか分からんところを、閉め切っていたらそこまで痛まないと思うんですけれども、そういった状況の中で、掃除しに行くのに危険やから350万円使いますというのは、皆さん事業をされる中で、いろいろ予算要求している中で断られることもあると思うんですけれども、すごくそれで納得できますかね。それやったらほかのことに使ってくださいというのも結構起りそうなことだと思うんですけれども、僕は、これは民意を得られないかなと思います。質問になってないですね。民意にならないと思うので、もう一度考え直していただいたらなと思います。

もう一個のほうのネットの設置のことなんですけれども、確かにちょっと大きな事業なので、担当課の方が答えるのは難しいと思うんですけれども、町長が立候補する際に様々な課題があるということで、それに取り組んでいきたいということだったんですけれども、これはちょっと大きな課題だと思うんですけれども、どのようなお考えでしょうか。

○議長（加藤康高君） 先ほど2番議員の質疑につきましては、町長の考えというのは今回のこの補正予算の部分ではないと思いますので、ちょっと変えてもらうか何かありますか。

2番吾妻議員。

○2番（吾妻正崇君） 大きい中で、こんな予算が幾らまで続くのかというのは確認したい内容なんです。どれぐらいのめどで考えていますというので、今後こういった予算が総額これぐらいだったら仕方ないなという範囲なのか、全然検討していないんだったら、こういうのがどんどん続くんだったら、もうちょっとこんなんを否決してもう早くしてくださいというような議論も発生すると思うので、僕は関係性があると思います。

○議長（加藤康高君） 農林水産課長島さん。

○農林水産課長（島 由彦君） 浴槽の掃除の予算を考え直さないかという御意見でございますけれども、今後のプロポーザルとかでも、現場説明会であったりとか通常現場職員が入る場合、いろんな場合もありますので、まず、危険回避というところでさせていただきたいというところでございます。

それと、冷蔵庫の件ですけれども、こちらのほうは解体をいずれはしなくてはいけないものだと認識しておりますけれども、そこは、第一売場とかがどうやとかそういったところもト

一タールで含めて考えて、一体幾らかかるんだというところから考えなくてはいけないと思って  
いまして、その辺りはすぐにいつ解体しますとか、そういうめどはちょっとここでは回答でき  
ません。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 2番吾妻議員。

○2番（吾妻正崇君） 冷凍庫のことなんですけれども、回答できないということです。本当にな  
るべく早く話し合いだけでも始めていただきたいなと思います。早期の改善に取り組んでいただ  
くようお願いします。

あと、タイルの件なんですけれども、見学の際とかに危ないということなんですけれども、  
タイルというのはぺたっと貼っているだけなので、落下だと思うんですよね。どれぐらい、僕、  
1メートルも離れていたら危なくないと思うんですけど、ちょっと跳ねるおそれはあると思う  
んですけれども、その確認するときにどれぐらいまで近づく必要があるんですかね。

○議長（加藤康高君） 農林水産課長島さん。

○農林水産課長（島 由彦君） タイルは壁面だけでして、天井面は普通のパネルでできておりま  
す。崩れてくるというところで危険がどれぐらい、離れれば危険かというのは私もちょっと分  
かりませんが、ただ、浴場への入り口部分でガラス戸になっていると思うんですけれど  
も、そういったところの上もタイルをずっと貼っていますし、やっぱり高いところで3メー  
トルぐらいありますので、それが1メートルが危険なのか、2メートルが危険なのかちょっと分  
かりませんが、今回は前回簡易な修繕というところで、210万円といういろいろ簡易な修繕が  
必要であるというところで説明させていただいた経緯があるんですけれども、それは男子浴場  
で15平米、女子で13平米、28平米分だったんですけれども、その辺の取り合いの部分もありま  
すので若干予算を多めにしておるんですけれども、必要最小限で修繕、危険回避ができたらと  
思っております。その危険なメートル数まではちょっと分かりかねます。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 農林水産課長島さん。

○農林水産課長（島 由彦君） 私も現場で打音というか、手で叩いてみて音が違うところとか、  
今にも落ちてきそうなところとかいろいろございました。これが落ちてきたら危ないなという  
のは普通に思ったので、危険回避ということに至っております。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 2番吾妻議員。

○2番（吾妻正崇君） 落下して危険ということですよ。僕は、1メートルぐらい離れたところ  
から見分にはそれほど危険じゃないと言ってるんですよ。どれぐらい見学のときに近づく必  
要性があるんですかという話ですよ。危ないところに近寄らなかったらいいんじゃないですか  
という話なんですけど。はい。そういう話です。

○議長（加藤康高君） 農林水産課長島さん。

○農林水産課長（島 由彦君） 近寄らなければいいということなんですけれども、出入口、入る時の

ガラス戸の上とか近づく前に落ちてくる可能性もありますので、そこは落ちてきてというよりも、落ちてくるおそれのあるところは修繕したいというところでございます。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） ほかに質疑はございますでしょうか。

9番松本議員。

○9番（松本和彦君） すみません、質問内容がかぶっているかも分からないんですけども、かねてよりお風呂は早く閉めてくれと言っていました私からの質問として聞いてください。

町の方針として、閉めるということには変わりがないという理解でよろしいかどうかというのも、もうこういう質問の仕方しかしませんので。

あと、28ページの燃料費から修繕料に変えるという350万円の区分替えというのは、予算内やったらそもそも自由にやり取りというか、変更できるものなのかというそういうのを、まだ議員になって浅いもので勉強不足なので、そこをちょっと教えていただきたいというところと、先ほど来より、プロポーザルによって、今後お風呂をすとかしないとかというのも、その事業者さんがというところやったんですけども、以前いただいたプロポーザルのスケジュールでしたら、来年の10月ぐらいから指定管理業務の開始というふうな資料やったと思うんですけども、その辺のスケジュール感が予定どおりいっているのかというところ、すみませんが教えてください。

○議長（加藤康高君） 農林水産課長島さん。

○農林水産課長（島 由彦君） 1点目の閉めるということですかということに対してですけれども、そちらにつきましては、繰り返しになりますけれども、プロポーザルで決定された指定管理業者の提案によるところでございます。

あと、同じ需要費の中で今回のような補正予算を計上している件ですけれども、同じ需要費の中であれば、このように予算計上しなくてもいい部分はございますが、なにぶん道の駅なちの今後のというところで予算額も大きいというところで、補正予算の議案書に上程させていただきました。

〔副町長瀧本雄之君「需用費の中の目内流用ができるのかと言われている」と呼ぶ〕

同じ目の中の流用なので、できます。

それと、スケジュールですけれども、当初、前回の9月の委員会でお渡しした部分よりは遅れております。というのが、指定管理業者の選定委員会の設置はしましたが、その第一回の選定委員会を開催するに当たりまして、なかなか日程調整に不測の時間をちょっと要したもので、今回、12月1日に第1回の選定委員会を開催しております。

それによって、次はもう一回、あと2回ぐらい開催予定ですけれども、若干ずれていくということでございます。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 9番松本議員。

○9番（松本和彦君） そしたら、当初予算519万4,000円が燃油やったと思うんですけども、今回350万円修繕に当てるということで、残高が169万4,000円になってくるんですが、そもそも今、新年度、この7年度が始まって燃油が169万円のところに収まってあるのかどうかというのと、もう既に予算がないよというところなのかというところが、風呂を開けるにしろ何にしろ、ちょっと必要な情報かなと思うんですよ。

あと、プロポーザルで変わってくるということなんですけれども、そしたら、プロポーザルが決定するまでスケジュールが伸びてきているということなので、それが決定するまでは、最低限風呂はせんという理解でいいですか。

○議長（加藤康高君） 農林水産課長島さん。

○農林水産課長（島 由彦君） 予算、需用費の残高が足りているのかと、そういったところですけども、こちらのほうは全然問題ございません。

〔9番松本和彦君「燃料費」と呼ぶ〕

燃料費、問題ないです。

それと、プロポーザルのスケジュールが遅れることによって、そこまで風呂をするしないというところは、ずっとそこまで引っ張るのかということですけども、そのとおり、そこで決まり次第ということになります。

燃料費ですけども、開けていなかったというところで使っていないということなので、全く問題ございません。

〔9番松本和彦君「どんくらい使っているのか分からんから、予算取るんちゃうん」と呼ぶ〕

すみません、今、手持ちに細かい数字も持ち合わせていないので、後ほど答弁させていただきます。

○議長（加藤康高君） 農林水産課長島さん。

○農林水産課長（島 由彦君） 燃料費の件ですが、お風呂用の燃料費は一切使っておりません。

以上です。

残高、だからまるっぽ使っていないです。

○議長（加藤康高君） 9番松本議員。

○9番（松本和彦君） もう最後の質問になるんですが、それやったら、なぜ全額の519万4,000円を350万円のところへ行かへんのかというのが疑問なんですけれども、それは見積りとかいろんなことがあるのかなというところなんです、そもそもなんですけれども、開けないということ前提で理解させてもらえるんやったら、もう答弁も要らないです。すみません。

○議長（加藤康高君） 農林水産課長島さん。

○農林水産課長（島 由彦君） そちらにつきましては、繰り返しになりますけれども、風呂を継続するしない、そちらに関しては、プロポーザルで選定された業者次第になります。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 1番引地議員。

○1番（引地稔治君） すみません、安全性のことだけを考えるんやったら、防護壁だけでもよかったと思うんですけどね。防護壁、天井が全然その心配がないと、壁だけですので。防護壁は点検しやすいように、今は強化プラスチックのやつもあると思うんですけどね。そういうのをやっていってもとてもそれだけの金額、もっとずっと安くなると思うんですけど、建設課にそういう相談はしなかったんですか。

○議長（加藤康高君） 農林水産課長島さん。

○農林水産課長（島 由彦君） その他工法ですけれども、そういった提案も検討材料にさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 1番引地議員。

○1番（引地稔治君） いや、検討材料ってね、そういう工法をしたら、ただ、安全性のためのことを言うんだったらそれで十分役立つわけね、ここのこれだけの予算は要らんと思いますよ。でも、そういう状態の中でこの予算を認めてしまったら、あそこ団子張りじゃなしに圧着のタイルだと思うんですけどね。

なかなかこの予算を検討も、今後出してくる前に検討してこなあかん。比べてどっちが安くつくか。350万円簡単に、公金ですからね。もっと安くできる工法があるじゃないですか。その点は、なぜほかの検討を予算化する前に検討しなかったのか。そこだけ聞かせてください。

○議長（加藤康高君） 農林水産課長島さん。

○農林水産課長（島 由彦君） 安全確保のために、原状復旧するのがいいのではということで考えております。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 1番引地議員。

○1番（引地稔治君） いや、原状復旧する。今後使用されるなら、原状復旧して当然だと思うんですよ。それだけの金額を上げてですね。ただ、その安全性のためにだけ、使うめどがないというならね、防護壁だけでも十分なんです。それが、先が決まった時点でそういう工事をするなら分かるんですけどね。今はその段階で、このお金を使う段階ではないと思うんですけど、なぜこういうほかの工法も考えなかったのかと、予算化する前に検討しなかったのかと聞きよるんですよ。

○議長（加藤康高君） 農林水産課長島さん。

○農林水産課長（島 由彦君） 原状復旧以外の方法も考えました。それは何かというと、風呂のタイルを一旦全部剥がしておいたほうがいいんじゃないかと、そういうことも考えました。ただ、そちらのほうは撤去費用とか撤去後の保護モルタル塗布とかそういうところでさらにお金がかかるということで、こっちを選んでおります。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 1番引地議員。

○1番（引地稔治君） その落下の危険性のある場所というのは、全体じゃないでしょう。全体を

その剥ぐといたら大変な金額になる。まずはそれを原状復旧すると思ったら、大変なお金になるじゃないですか。危険性の落下のおそれのある、危険性のあるところだけの防護壁ならね、足場を組んでどないしてもできるんですよ。それやとずっと安くつきます。ただ、この350万円の金額と思ったら、全体をくくってもこんな金額になりませんよ。防護してもですよ。ほんなら、安全性を担保するための施策であれば、こういうほかの方法も幾らもあったと思うんですよ。なぜそれを検討しなかったのかという。

私、建設課に聞いたらいろんな知識が十分あって、こういう予算を出してこなんじゃんないかなというのがあったもんですからね。なぜそういうほかの工法も考えられないのかという。全体を剥ぐぐらいだったら、当然、誰でもそんなことしませんよ。ほかの方法があるでしょう。防護壁、落下物の危険性のあるところだけでも防護壁って言うたら数十万円もかからん、まあ数十万円でしょうね。いくら高く見ても。

○議長（加藤康高君） ほかに質疑はございませんか。

8番東議員。

○8番（東 信介君） プロポーザル以外では、もう当局としてはお風呂を再開する見込みがないというので、プロポーザルの業者さんが見に来るときと清掃のときだけがそこに入ってくる理由ですね、これ。多分打音検査で、悪いタイルと分かっているんですよ、もう。どこが悪いって。なら、悪い危険性のあるタイルだけ剥いでしもうたら、それでいいえんと違う。全体的に剥がいでも。その一部だけ、危険性のあるところだけ剥いでしまったら、別に危険性が排除されるんやったら、別にプロポーザルの業者さんが視察に来て問題ないし、清掃も問題ないのと違いますか。それやったらうんと安くなるんちゃう。その辺いかがですか。

○議長（加藤康高君） 農林水産課長島さん。

○農林水産課長（島 由彦君） 危険な場所だけ剥いでしまえばいい、安価じゃないかということですが、打音検査で分かったところもございまして、実際にちょっと浮いているところ等、そのひびがこのまま剥がしたら隣も広く剥がれてしまうんじゃないかとか、そういったところも結構ございました。

ただ、今おっしゃってくれた案も全然考えていなかったのも……。

〔「悪いところだけ」と呼ぶ者あり〕

悪いところだけ。参考にさせていただきます。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 8番東議員。

○8番（東 信介君） 悪いタイルと悪くないタイルの関連性とあったら、業者さんにでも聞いて。もう最低安全性を担保せなあかんのやったら、そういう工法もあるんとかちゃうかと思ったり、その辺も検討していただきたいと思う。

○議長（加藤康高君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 休憩します。再開14時30分。

~~~~~ ○ ~~~~~

14時15分 休憩

14時31分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加藤康高君） 再開します。

本件について、2番吾妻正崇君から、お手元に配付いたしました修正の動議が提出されています。したがって、これを本件と合わせて議題とし、提出者の説明を求めます。

2番吾妻議員。

○2番（吾妻正崇君） 修正案の提出をさせていただきます。

内容をまず言わせてもらいます。

令和7年度那智勝浦町一般会計補正予算（第6号）修正案。

令和7年度那智勝浦町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,676万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ118億87万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条、地方債の補正は「第2表 地方債補正」による。

歳入のほうをお願いします。

2ページです。

歳入合計の補正額を1億4,676万1,000円、合計を118億87万6,000円に変更いたします。

次ページの歳出、款5農林水産業費の補正額361万8,000円、合計3億5,479万4,000円。1農業費の補正額マイナス172万3,000円、合計1億3,275万円に変更いたします。

次ページをお願いします。

歳出合計の部分で、補正額1億4,676万1,000円、合計のところで118億87万6,000円。

続きまして、予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

そちらの款11地方交付税、補正額8,684万7,000円、合計40億5,098万3,000円、歳入合計補正額1億4,676万1,000円、合計118億87万6,000円。

続きまして、8ページの歳出でございます。

款5農林水産業費、補正額361万8,000円、合計3億5,479万4,000円で、一般財源の部分をマイナス38万2,000円、歳出合計補正額1億4,676万1,000円、合計118億87万6,000円、一般財源が8,797万4,000円になります。

次のページをお願いします。

歳入の款11地方交付税の部分で、目1地方交付税、補正額8,684万7,000円、合計40億5,098万3,000円、合計の補正額8,684万7,000円、合計40億5,098万3,000円です。

歳出の28ページをお願いします。

款5農林水産業費の目5那智駅交流センター管理費でございます。補正額をマイナス350万円、合計を5,374万3,000円、一般財源の部分でマイナス350万円、節10需用費をマイナス350万円。

次のページに行きまして、合計金額でございます。

合計の補正額がマイナス172万3,000円、合計1億3,275万円、一般財源をマイナス172万3,000円に変更を願います。

変更内容は以上でございます。

続きまして、変更理由なんですけれども、先ほども皆さん質疑の中で様々な意見をして確認をしていただきましたが、やはり安全面だけのことを考えると今回の費用は過大であり、住民の皆様にご理解いただけるとは到底思えませんので、修正案を出させていただきます。

これだけ議論が盛り上がりましたので、討論でしっかりと話し合いをして採決させていただけたらと考えております。

以上です。

○議長（加藤康高君） それでは、修正案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。修正案が提出されていますので、討論の方法について説明します。

まず原案賛成の討論を行い、次に原案と修正案に反対の討論を行います。再度原案賛成の討論を行い、続いて、修正案賛成の討論を行います。

繰り返します。まず、原案賛成の討論を行い、次に原案と修正案に反対の討論を行います。再度原案賛成の討論を行い、続いて、修正案賛成の討論を行います。

それでは討論を行います。

原案賛成の討論はありませんか。

3番城本議員。

○3番（城本和男君） 原案に賛成をいたします。プロポーザルのため、そして、安全性のために修繕する、それで350万円を出すのはちょっと私自身は無駄遣いだと思っておりますけれども、修繕のこの修正案の減額というのは、住民の願いである少しでも早く再開してほしいという再開の道を閉ざすこととなりますので、原案に賛成をいたします。

以上です。

○議長（加藤康高君） 次に、原案と修正案の両方に反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） それでは、次に、原案に賛成の討論はありませんか。

7番曾根議員。

○7番（曾根和仁君） 私はかねがねお風呂の再開を望んでいた者なので、その立場で賛成討論をしますので、そういう意味で参考にしていただけたらと思います。

今回、理由が安全性の確保という農林水産課長の説明でしたが、本当なのかなど。私はどうだった見方なんです、やはりお風呂の再開を望むまちの声に押されて、そういう判断に至ったのではないかと思います。ただし、そういうふうには説明できないので、今回あえてそういう表現を使ったのではないのかなど。そういう意味では、お風呂の再開に一步二歩どころか、百歩も二百歩も近づいたと思っております。

また、先ほどの説明で、プロポーザルの結果いかんで再開か閉めるかが決まるという。実際今も休業中、休止中というふうに公にされていますが、私はその前にもっと判断がなされる可能性があると思います。それは、プロポーザルの選定委員会というのが今、設けられました。その選定委員会がどういう方針でプロポーザルに出すかというのは、まだ検討をされていません。もし、その選定委員長や選定委員会の委員が強く、仮に、現在はお風呂を再開する場合には指定管理者が指定管理料を出さないというふうに言っていますが、場合によっては、指定管理料を出してでも風呂を再開するほうが良いというような選定委員会の判断も今後可能性もあるわけで、そういうもろもろの可能性を今回もう修繕をしないということだと閉ざされてしまうということもあって、お風呂を再開する立場の者として、お風呂の早期再開を期待する意味も込めて原案に賛成します。

○議長（加藤康高君） 次に、修正案に賛成の討論はありませんか。

8番東議員。

○8番（東 信介君） 修正案に賛成です。

先ほどの質疑の中でも、安全性を担保するようだったらほかのやり方もあるんじゃないかと言って、先ほどの原案に賛成の方の選定委員会の話も、その選定委員会が終わってから、方向性が出てからでもこの安全性を担保できるんじゃないかなど。だから、今の出すところが間違えちゃうかなと思って、その辺で修正案に賛成したいと思います。

○議長（加藤康高君） 次に、原案に賛成の討論はありますか。

10番津本議員。

○10番（津本芳光君） 私は原案に賛成する立場で討論に参加したいと思いますが、先ほどもお話がありました、やっぱり早期再開を私はずっとこの間、望んできました。丹敷の湯、これを継続するかどうかという判断のときも、私は継続すべきだということで陳情を受けて、そういう賛成の討論をした記憶があります。

そういう意味で、継続にするということで、一貫して一般質問でも取り上げてきました。だからこそ、今回の僕はいろいろ言われているけれども、これはここで予算を計上せなんだらいかんかったのかなというのは常々思うんです。これはね、言うたらその予備費の中で運用すれば、それで十分済んだんじゃないかなど。わざわざここで経費を上げてきてやる必要もなかつ

たんじゃないかなという思いはします。これは先ほどの質問の中でもありましたが。

そういう意味で、私らは継続を言ってきた理由は、やっぱり公営でやって地域のコミュニケーションを守れということ、この間、一貫して言うてきたわけです。そういう意味で、まず修理をすべきだと。その上で事業を再開すべきじゃないかということでこの間申し上げてきたわけですが、残念ながら、事業を再開するという方向は出ていませんでした。

だけでも、今回のやつで出たとして、今、先ほどプロポーザルまではやるということは考えていないということも答弁としてはありましたが、僕はこの主管の所有の中で、取組の中で、やっぱりここで予算を組んで修理をしておかなければ、この問題は、結局は温泉の浴場の丹敷の湯の話が抜きのままでプロポーザルのほうにかかってしまうんじゃないかなというふうに疑問を持っております。だから、そういう意味で言ったら、きちんとした形でプロポーザルに出る、見せる。そして、その中できちんとした丹敷の湯も含めて選んでいただけると、選定していただけるということへの期待も含めて、ぜひそういう形で取り組んでいただきたいと。

先ほども言いましたけども、僕らはこの間はこの問題で本当に公営でやるべきだということ強く強く何回も言ってきました。やっぱり温泉の湯でうるおった町ですから、やっぱり町民にその課題をきちんと還元すべきだという形で取り組んできましたので、ここであえて修繕費を出すということは僕は必要なかったと思うんですが、出して改めて修理をしますという方向で、継続のことも含めて、意志も含めて考えておられるというふうに判断をいたしまして、ぜひ丹敷の湯の継続も含めて、あと業者選定に当たっても、それがしっかり選定されるように、選ばれていくようお願いをして、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（加藤康高君） 次に、原案と修正案の両方に反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 次に、原案に賛成の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 次に、修正案に賛成の討論はありますか。

9 番松本議員。

○9 番（松本和彦君） 私は、修正案に賛成の立場で討論のほうへ参加いたします。

まずは、お風呂の再開について、するやらせんやらもはっきり判断も出ていないのに修繕だけして、なおかつ、その先に運営費をどうするかとかそういう議論も成り立っていない状態で、またひょっとしたら再開してくれるかも分からんというふうな淡い期待を持った状態で議会のほうでこの原案を通してしまうというところに疑問を持ちまして、また、1 番、2 番の議員さんがおっしゃるように、決して安い経費、350万円ではないと思いますので、もっと経費を抑えられる方法がないかとかそういった議論を慎重にして、それこそ、再開するというふうな意思表示がされてから予算のことを考えても遅くないと思いますので、反対として反対の立場でお話をさせていただきました。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（加藤康高君） 次に、原案に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） それでは、次に、原案と修正案の両方に反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 次に、原案に賛成の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 次に、修正案に賛成の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結します。

これから、議案第105号について採決を行います。

まず、本件に対し、吾妻正崇君から提出されました修正案について、起立によって採決いたします。

本修正案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤康高君） 起立多数です。したがって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

議案第105号について、修正議決した部分を除く部分について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第106号 令和7年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算
(第3号)

○議長（加藤康高君） 日程第15、議案第106号令和7年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長太田さん。

○住民課長（太田貴郎君） 議案第106号令和7年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第3号）について説明させていただきます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ166万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億9,051万2,000円とするものです。

2ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

歳入合計、補正前の額20億8,884万3,000円、補正額166万9,000円の増額、計20億9,051万2,000円です。

3ページをお願いします。

歳出です。

補正前の額、補正額、計ともに歳入と同額です。

5ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出です。

補正額の財源内訳は、一般財源が166万9,000円の増額となっています。

6ページをお願いします。

2、歳入です。

款6繰入金、目1一般会計繰入金の補正額166万9,000円の増額については、歳出で説明する人件費の補正に伴うものです。

7ページをお願いします。

3、歳出です。

款1総務費、目1一般管理費の補正額151万円と、次のページの項2徴税費、目1賦課徴収費の補正額15万9,000円の増額は、人事院勧告及び人事異動による人件費の補正をお願いするものです。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（加藤康高君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第106号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第107号 令和7年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算

(第2号)

○議長（加藤康高君） 日程第16、議案第107号令和7年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長太田さん。

○住民課長（太田貴郎君） 議案第107号令和7年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,002万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,103万5,000円とするものです。

2ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

歳入合計補正前の額5億8,100万9,000円、補正額1,002万6,000円、計5億9,103万5,000円です。

3ページをお願いします。

歳出です。

補正前の額、補正額、計ともに歳入と同額です。

5ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出です。

補正額の財源内訳は、一般財源が1,002万6,000円の増額となっています。

6ページをお願いします。

2、歳入です。

款3繰入金、目1一般会計繰入金、補正額496万3,000円の増額は、歳出で説明する負担金の補正に伴うものです。款4繰越金、目1繰越金506万3,000円については、前年度繰越金を計上しています。

7ページをお願いします。

3、歳出です。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金、節18負担金、補助及び交付金の補正額1,002万6,000円の増額は、前年度の療養費に係る負担金の清算をお願いするものです。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（加藤康高君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第107号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第108号 令和7年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第2号）

○議長（加藤康高君） 日程第17、議案第108号令和7年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長仲さん。

○福祉課長（仲 紀彦君） 議案第108号について御説明いたします。

令和7年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第2号）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,984万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億4,108万3,000円とするものでございます。

2ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款3国庫支出金から款8繰越金の歳入合計、補正前の額20億8,123万8,000円に補正額5,984万5,000円を追加し、計21億4,108万3,000円とするものでございます。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

款1総務費から款5諸支出金の補正で、歳入合計と同額でございます。

4ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出予算補正事項別明細書でございます。

1総括では、4ページの歳入、5ページの歳出ともに同額でございます。

5ページの歳出補正額の財源内訳は、国庫支出金1,051万6,000円、その他1,768万5,000円、一般財源3,164万4,000円でございます。

6ページをお願いします。

2、歳入でございます。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金1,175万2,000円は、過年度分の精算に伴い受け入れるものでございます。

項2 国庫補助金、目2 地域支援事業交付金30万4,000円と次の目5 介護保険事業費補助金52万1,000円、次のページをお願いします。款4 支払基金交付金、目1 介護給付費交付金1,620万円と、次の目2 地域支援事業支援交付金148万5,000円及び款5 県支出金、項1 県負担金、目1 介護給付費負担金954万円。8 ページをお願いします。項2 県補助金、目1 地域支援事業交付金15万1,000円並びに款7 繰入金、目1 一般会計繰入金432万1,000円は、後ほど歳出で説明します介護給付費や地域包括支援センター運営費等の補正に伴い、それぞれ補助金等を受け入れるものでございます。

次のページをお願いします。

項2 基金繰入金、目1 介護給付費準備基金繰入金775万4,000円は、今回補正する介護給付費の財源として、国県支払基金及び町の法定負担分を越える分について基金から繰り入れするものでございます。款8 繰越金、目1 繰越金781万7,000円は前年度繰越金でございます。

10ページをお願いします。

3、歳出でございます。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費289万5,000円の減額、節2 給料から節4 共済費までは、人事異動等に伴う人件費の調整分でございます。節12委託料104万3,000円は、令和7年度税制改正に伴うシステム改修費用でございます。なお、国費2分の1を活用して実施いたします。項3 認定調査費、目1 認定調査費8万6,000円、節1 報酬は、人事異動等に伴う人件費の調整分でございます。

次のページをお願いします。

款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費は、要介護1から5の方を対象とするサービス給付費で、実績見込みから補正をお願いするものでございます。目1 居宅介護サービス給付費3,600万円は主に通所介護のサービス費の増によるもので、次の目2 地域密着型介護サービス給付費1,750万円の減額は、主に地域密着型の通所介護のサービス費の減によるもので、次の目3 施設介護サービス給付費3,800万円は、主に特別養護老人ホーム等の入所サービス費の増によるものでございます。項6 特定入所者介護サービス等費、目1 特定入所者介護サービス費350万円の増額は、入所施設での低所得者の食費等について負担軽減を図るもので、特養等の利用者の増に伴いお願いするものでございます。

12ページをお願いします。

款3 地域支援事業費、項1 介護予防・日常生活支援総合事業費、目1 介護予防・生活支援サービス事業費550万円は、要支援1から2の方等を対象とするもので、説明欄の通所型サービス費について、利用者の増によりお願いするものでございます。

次のページをお願いします。

項3 包括的支援等事業・任意事業費、目1 地域包括支援センター運営費434万8,000円の減額、節2 給料から節4 共済費までは、人事異動等に伴う人件費の調整分でございます。節12委託料26万6,000円介護予防サービス計画作成委託は、福祉課、地域包括支援センターで実施しているケアプラン作成の一部を他の事業所へ委託するもので、実績見込みからお願いするものでござ

ございます。節18負担金、補助及び交付金32万3,000円地域包括支援センター出向職員負担金は、人事異動に伴う人件費の調整分でございます。目2任意事業費、節12委託料69万円地域自立生活支援事業委託は、高齢者の見守りを兼ねた配食サービスで、令和7年4月より新たな事業所1社と委託契約し、現在、3事業所で委託しております。増額は利用件数の増によるものでございます。目4生活支援体制整備事業費、節18負担金、補助及び交付金61万2,000円生活支援体制整備事業負担金は、生活支援コーディネーター1名分の人件費で、人事異動に伴う調整分でございます。

14ページをお願いします。

款5諸支出金、目1償還金及び還付加算金20万円は過誤納金還付金で、死亡等による還付が多くなっており、今回補正をお願いするものでございます。

15ページ以降は補正予算給与費明細書でございます。説明は割愛させていただきます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（加藤康高君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第108号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第109号 令和7年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（加藤康高君） 日程第18、議案第109号令和7年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長楠本さん。

○水道課長（楠本 定君） 議案第109号令和7年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第2号）

につきまして御説明申し上げます。

第1条、令和7年度那智勝浦町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところに

よる。

第2条、令和7年度那智勝浦町水道事業会計予算（以下、「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出でございます。

第1款水道事業費用、既決予定額5億2,804万円に補正予定額467万6,000円を増額し、計5億3,271万6,000円とするものでございます。

第1項営業費用、既決予定額4億7,495万8,000円に補正予定額466万3,000円を増額し、計4億7,962万1,000円とするものでございます。

第3項特別損失、既決予定額30万円に補正予定額1万3,000円を増額し、計31万3,000円とするものでございます。

第3条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

支出でございます。

(1) 職員給与費、既決予定額7,367万1,000円に補正予定額466万3,000円を増額し、計7,833万4,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、実施計画でございます。

内容につきましては、1ページの説明と重複しますので、説明は省略させていただきます。

3ページをお願いいたします。

実施計画明細書、収益的収入及び支出の支出でございます。

款1水道事業費用、項1営業費用、補正予定額計466万3,000円の増額につきましては、人事異動に伴う人件費の調整及び人事院勧告による増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、下段の項3特別損失、補正予定額、計1万3,000円の増額につきましては、過年度分の漏水修理に伴う水道料金減免措置を今年度において行いましたところ、当初見込額よりも増加したことによるものでございます。

議案書4ページから8ページにつきましては、補正予算給与費明細書となっております。説明は割愛させていただきます。

補正予算に関する説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（加藤康高君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第109号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第110号 令和7年度那智勝浦町下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（加藤康高君） 日程第19、議案第110号令和7年度那智勝浦町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長楠本さん。

○水道課長（楠本 定君） 議案第110号令和7年度那智勝浦町下水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、御説明申し上げます。

第1条、令和7年度那智勝浦町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和7年度那智勝浦町下水道事業会計予算（以下、「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出でございます。

第1款下水道事業費用、既決予定額5,054万5,000円に補正予定額85万8,000円を増額し、計5,140万3,000円とするものでございます。

第1項営業費用、既決予定額4,990万4,000円に補正予定額85万8,000円を増額し、計5,076万2,000円とするものでございます。

第3条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

支出でございます。

（1）職員給与費、既決予定額870万1,000円に補正予定額85万8,000円を増額し、計955万9,000円とするものでございます。

2ページ上段をお願いいたします。

予算に関する説明書、実施計画でございます。

内容につきましては、1ページの説明と重複しますので、説明は省略させていただきます。

下段をお願いいたします。

実施計画明細書、収益的収入及び支出の支出でございます。

款1下水道事業費用、項1営業費用、補正予定額計85万8,000円を増額につきましては、人事異動及び人事院勧告に伴う人件費の増額補正をお願いするものでございます。

3ページから6ページにつきましては、補正予算給与費明細書となっております。説明は割愛させていただきます。

補正予算に関する説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（加藤康高君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第110号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第20 議案第111号 令和7年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第1号）

○議長（加藤康高君） 日程第20、議案第111号令和7年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務長寺本さん。

○病院事務長（寺本齊弘君） 議案第111号令和7年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1条、令和7年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和7年度那智勝浦町立温泉病院事業会計予算（以下、「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。

第1款病院事業収益、既決予定額24億2,395万2,000円に補正予定額263万3,000円を追加し、計24億2,658万5,000円。その内訳ですが、第2項医業外収益、既決予定額4億8,331万6,000円に補正予定額263万3,000円を追加し、計4億8,594万9,000円とするものでございます。

続いて、支出の部です。

第1款病院事業費用、既決予定額25億5,890万円に補正予定額9,639万4,000円を追加し、計26億5,529万4,000円。内訳といたしまして、第1項医業費用、既決予定額24億7,870万4,000円に補正予定額9,155万3,000円を追加し、計25億7,025万7,000円。第2項医業外費用、既決予定

額7,169万6,000円に補正予定額484万1,000円を追加し、計7,653万7,000円とするものでございます。

第3条、予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

(1) 職員給与費、既決予定額14億2,424万9,000円に補正予定額9,130万5,000円を追加し、計15億1,555万4,000円とするものでございます。

第4条、予算第9条に定めた他会計からの補助金を263万8,000円増額し、2億9,244万6,000円に改めるものでございます。

次のページをお願いします。

予算に関する説明書、実施計画となります。内容につきましては、1ページの説明と重複しますので、省略させていただきます。

3ページをお願いします。

実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出、収入の部、款1病院事業収益、項2医業外収益、目2他会計補助金、補正予定額263万8,000円の増額及び目4負担金及び交付金5,000円の減額は、一般会計からの繰入金でございます。今年度の医師及び医療職の職員の増、人事院勧告による給与改定が主な要因で、実績見込みによるものでございます。

続きまして下段、支出の部です。

款1病院事業費用、項1医業費用、目1給与費、補正予定額8,651万2,000円の増額は、人事院勧告に伴う本俸期末勤勉手当の増額及び4月以降の人事異動などによる金額の調整で、節1報酬から5ページの節14法定福利費まで、それぞれ記載のと通りの補正をお願いしております。

そのうち、3ページの節1報酬のうち顧問報酬124万7,000円につきましては、顧問の先生にお越しいただいた際の報酬の予算計上が漏れていたため、今回補正をお願いするものでございます。

5ページ下段の目2経費、節2報償費416万円の増額につきましては、他院から外来診察や当直に来ていただく応援医師への謝金で、実績見込みによる増額でございます。

節3旅費交通費88万1,000円の増額につきましては、会計年度任用職員の通勤手当分で、実績見込みによる増額でございます。

次のページをお願いいたします。

項2医業外費用、目3訪問看護費、補正予定額484万1,000円の増額は、訪問看護ステーション職員に係る給与等で、こちらも人事院勧告に伴う本俸期末勤勉手当の増額及び4月以降の人事異動などによる金額の調整でございます。

節1報酬から節7旅費交通費まで、それぞれ記載のと通りの補正をお願いしております。

7ページからは、補正予算給与費明細書をつけさせていただいております。説明は割愛させていただきます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（加藤康高君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第111号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 議案第112号 町道の路線一部廃止について

日程第22 議案第113号 町道の路線廃止について

○議長（加藤康高君） 日程第21、議案第112号町道の路線一部廃止について及び日程第22、議案第113号町道の路線廃止についてを一括上程議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長井道さん。

○建設課長（井道則也君） 議案第112号町道の路線一部廃止について。

〔議案第112号朗読〕

次のページの関係資料をお願いします。

赤色部分が廃止部分になります。

令和4年度において木戸浦4号橋の撤去工事を行っておりますが、現在も路線としては残っており、今回、廃止をお願いするものでございます。

次のページをお願いします。

〔議案第113号朗読〕

次のページの関係資料をお願いします。

赤色部分が廃止部分になります。

現在、県道勝浦停車場線として和歌山県が管理しております。今回、この部分について県道と町道との重複が確認されたため、廃止をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（加藤康高君） 議案第112号及び議案第113号について、一括して質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっています議案第112号及び議案第113号について、さらに審議を深める必要があるため、総務経済常任委員会に付託したいと思います。御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、議案第112号及び議案第113号は総務経済常任委員会に付託されることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第23 諮問第3号 人権擁護委員の推薦について

○議長（加藤康高君） 日程第23、諮問第3号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長仲さん。

○福祉課長（仲 紀彦君） 諮問第3号人権擁護委員の推薦について御説明申し上げます。

〔諮問第3号朗読〕

人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法において、市町村は法務大臣に対し、その市町村の議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならないと規定してございます。現在、本町における人権擁護委員は、6名の委員構成で御活躍いただいております。

東条雅之氏につきましては、令和8年6月30日をもって任期満了となりますことから、引き続き推薦いたしたく、お諮りするものでございます。

東条氏につきましては、令和5年7月から現在まで、人権擁護委員として、人権相談や人権啓発に御尽力いただいているところでございます。地域住民の信頼も厚く、今後も人権擁護活動に御尽力いただけるものと考え、再度推薦するものでございます。

なお、今回、議会の同意をいただきましたならば、法務大臣の委嘱により、任期は令和8年7月1日から3か年となります。

以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（加藤康高君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

諮問第3号について適任者として答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は適任者として答申することに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

15時30分 散会